

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年11月30日
【事業年度】	第25期（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）
【会社名】	株式会社チームスピリット
【英訳名】	TeamSpirit Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 荻島 浩司
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋二丁目5番18号
【電話番号】	03-4577-7510（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 戦略企画室 室長 兼 コーポレートディビジョン ディビジョンリーダー 山下 康文
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区京橋二丁目5番18号
【電話番号】	03-4577-7510（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員 戦略企画室 室長 兼 コーポレートディビジョン ディビジョンリーダー 山下 康文
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第24期	第25期
決算年月	2020年8月	2021年8月
売上高 (千円)	2,445,661	2,896,926
経常利益 (千円)	292,839	174,627
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	255,378	122,842
包括利益 (千円)	255,408	124,427
純資産額 (千円)	1,445,509	1,577,369
総資産額 (千円)	2,810,944	3,171,972
1株当たり純資産額 (円)	89.26	97.20
1株当たり当期純利益 (円)	15.81	7.57
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	15.71	7.56
自己資本比率 (%)	51.4	49.7
自己資本利益率 (%)	19.9	8.1
株価収益率 (倍)	135.67	128.50
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	395,489	265,013
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	86,380	549
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	41,529	7,339
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,173,924	2,447,990
従業員数 (人)	114	133
(外、平均臨時雇用者数)	(3)	(1)

(注) 1. 第24期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数(パートタイマー・アルバイト)は年間平均人員を()内にて外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第21期	第22期	第23期	第24期	第25期
決算年月	2017年 8月	2018年 8月	2019年 8月	2020年 8月	2021年 8月
売上高 (千円)	772,960	1,232,403	1,820,480	2,445,661	2,896,926
経常利益又は経常損失 () (千円)	96,667	54,354	244,171	279,568	160,917
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	97,368	91,462	223,944	242,792	109,594
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	463,050	733,094	764,094	798,530	802,288
発行済株式総数 (株)					
普通株式	14,250	7,382,000	15,756,000	16,195,200	16,227,600
A種優先株式	6,400	-	-	-	-
B種優先株式	6,150	-	-	-	-
C種優先株式	4,500	-	-	-	-
D種優先株式	2,000	-	-	-	-
純資産額 (千円)	204,394	835,945	1,121,524	1,433,128	1,550,155
総資産額 (千円)	927,130	1,772,339	2,337,101	2,774,764	3,125,153
1株当たり純資産額 (円)	51.29	56.62	71.18	88.49	95.53
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 () (円)	7.77	6.55	14.27	15.03	6.75
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	5.96	13.78	14.94	6.74
自己資本比率 (%)	22.0	47.2	48.0	51.6	49.6
自己資本利益率 (%)	-	17.6	22.9	19.0	7.3
株価収益率 (倍)	-	133.60	113.45	142.71	144.15
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	75,094	292,463	404,096	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	16,123	37,460	62,898	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	301,056	464,880	61,423	-	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	766,714	1,486,597	1,889,218	-	-
従業員数 (人)	50	64	67	95	115
(外、平均臨時雇用者数)	(5)	(4)	(4)	(3)	(1)
株主総利回り (%)	-	-	185.0	245.1	111.2
(比較指標: 東証マザーズ指数) (%)	(-)	(-)	(80.2)	(106.9)	(108.2)
最高株価 (円)	-	2,437	3,375 (6,350)	2,979	2,899
最低株価 (円)	-	1,595	1,364 (1,405)	1,400	831

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 第21期において、事業拡大に向けた全社的な組織拡充のために積極採用を進めたことにより、営業部門、マーケティング部門、開発部門及びコーポレート部門それぞれの組織において、人件費を始めとして費用が増加したことに加えて、人員増加によるオフィス拡張等の費用が増加した結果、経常損失及び当期純損失を計上しております。
3. 第21期から第23期の持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失()であるため、記載しておりません。
5. 第21期の自己資本利益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。
6. 第21期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 1株当たり配当額及び配当性向については、当社は配当を実施しておりませんので、記載しておりません。
8. 第24期より連結財務諸表を作成しているため、第24期及び第25期の持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
9. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数(パートタイマー・アルバイト)は年間平均人員を()内にて外数で記載しております。
10. 2018年5月16日付で普通株式1株につき200株の割合で、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割が第21期の期首に行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
11. 2018年5月15日付で、定款に基づきすべてのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。また当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式について、2018年5月14日開催の取締役会決議により、2018年5月15日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
12. 2018年5月14日開催の臨時株主総会において、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止しております。
13. 第22期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、2018年8月22日に東京証券取引所マザーズに上場したため、新規上場日から事業年度末日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
14. 2018年8月22日付をもって東京証券取引所マザーズに株式を上場いたしましたので、第22期以前の株主総利回り、比較指標について記載しておりません。
15. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、2018年8月22日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。また、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第23期の株価については株式分割による権利落後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。

2【沿革】

年 月	事 項
1996年11月	埼玉県北本市に有限会社デジタルコスト（資本金3,000千円）を設立
2008年 4月	デジタルコスト株式会社へ組織変更
2010年 6月	株式会社セールスフォース・ドットコムとAppExchange（ 1 ）パートナー契約を締結
2010年11月	株式会社セールスフォース・ドットコムとOEMパートナー契約（ 2 ）を締結
2010年12月	本店所在地を東京都千代田区麹町二丁目 4 番地へ移転
2011年10月	salesforce.com, inc.と資本提携
2012年 4月	働き方改革プラットフォーム「TeamSpirit」のサービス提供を開始
2012年 9月	商号を株式会社チームスピリットへ変更
2013年12月	本店所在地を東京都中央区八重洲二丁目 8 番 8 号へ移転
2013年12月	プロジェクト原価管理システム「TeamSpirit Leaders」のサービス提供を開始
2014年10月	本店所在地を東京都中央区京橋二丁目 5 番18号へ移転
2016年 5月	salesforce.com, inc.より「Salesforce Gold ISV Partner」（ 3 ）に認定
2017年11月	シンガポールに子会社であるTeamSpirit Singapore Pte. Ltd.を設立
2018年 3月	salesforce.com, inc.より「AppExchange Premier Partner」（ 3 ）に認定
2018年 8月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2019年 6月	次世代プロダクト「TeamSpirit WSP」の販売開始
2021年 3月	「TeamSpirit WSP」を「TeamSpirit EX」に名称変更

- 1 . salesforce.com, inc. が提供するビジネス用アプリケーションのマーケットプレイスです。開発者は開発したアプリケーションを公開し、ユーザーはアプリケーションをインストールして利用出来ます。
- 2 . 開発者はsalesforce.com, inc. から仕入れたクラウドプラットフォーム上にアプリケーションを構築して、ユーザーに対して再販することが出来ます。
- 3 . salesforce.com, inc. が重要な顧客の成功とパートナーシップの成功を実証したもののみ指定する招待制の特別なパートナーのことで、認定時点の制度となります。

3【事業の内容】

(1) 事業の概要

当社グループは「すべての人を、創造する人に。」というミッションのもと、「個を強く。チームを強く。」というビジョンを掲げ、ERP（注1）のフロントウェア「TeamSpirit」並びに「TeamSpirit EX」というサービスを（以下、総称して「TeamSpiritシリーズ」と記載）、SaaS（Software as a Service）（注2）と呼ばれるクラウド上のサービスを通して提供しています。また本サービスの導入に関してユーザー企業を有償で支援するプロフェッショナルサービスを提供しております。

ERPのフロントウェアとは、すべての従業員が日常的に利用する業務システムの内、ERPのフロント側（従業員側）でデータの登録機能を担う勤怠管理、就業管理、工数管理、経費精算、電子稟議、カレンダー、SNSといったシステムを総称した当社が定義した造語です。従来このフロントウェアの領域は、ERPと組み合わせて一から開発するか、ERPのオプション機能として提供されたシステムを個社仕様にカスタマイズして使用されていましたが、

「TeamSpiritシリーズ」は、これらの様々な利用者機能（データの登録機能）を一つのサービスに纏めSaaSとして独立させました。異なる分野の利用者機能が一つのデータベース及びワークフローで展開されることで、それぞれのデータをかけ合わせて分析することや、各種決裁フローをデジタル化することが可能となり、企業に求められる高度な内部統制を実現することができます。

このERPのフロントウェアが、独立したSaaSとして提供されることにより、利用企業が法制度改正に伴うシステム改造や情報セキュリティ対策の手間から解放されるだけでなく、使い慣れた利用者機能を変更することなく企業のステージに合わせたERPのリプレイス（システムの置き換え）を実施できるようになります。

IoTや人工知能（AI）などを軸とする「第4次産業革命」が社会に大きな変化をもたらしつつあるなか、企業は最新技術を駆使した「デジタルトランスフォーメーション」（以下、「DX」という）（注3）への取り組みを迫られています。また、少子高齢化に伴い、今後国内の生産年齢人口（15歳～64歳）が確実に減少する中で企業が成長し続けるためには、既存の組織及びビジネスモデルの根本的な構造改革に挑戦することに加えて、イノベーションを実現することが必要不可欠です。「TeamSpiritシリーズ」は、業務の可視化を通じチームのコミュニケーションやPDCAサイクルを好循環させることで、一人ひとりが専門能力を発揮し自律的に連携するプロフェッショナルなチームを創り出し、圧倒的な生産性向上を実現するためのサービスです。

足下では、ポストコロナ時代の“場所や時間にとらわれない新しい働き方”が急速に広まりを見せており、働き方そのものに対するパラダイムシフトが起こり始めています。そのような事業環境の中で、「TeamSpiritシリーズ」の需要は着実に高まっており、2021年8月末時点で「TeamSpiritシリーズ」の契約ライセンス数は321,534ライセンス、契約社数は1,531社となりました。なお、当社グループはSaaS事業の単一事業となります。

(2) 当社グループのサービスについて

<主な当社グループが提供するサービス>

サービス種別	サービス名称	サービス内容
ライセンス	TeamSpirit TeamSpirit EX	勤怠管理、就業管理、工数管理、経費精算、電子稟議、カレンダー、SNS等を一体化したSaaS
	TeamSpirit Leaders	「TeamSpirit」のファミリー製品のひとつで、「TeamSpirit」と組み合わせて使用する、プロジェクト原価管理サービス
プロフェッショナルサービス	スポットサポート プレミアムサポート	顧客の本番稼働や着実な運用のために、担当コンサルタントが実施する有償支援業務

a. 「TeamSpiritシリーズ」

当社グループの中核サービスで、勤怠管理、就業管理、工数管理、経費精算、電子稟議、カレンダー、SNSなど従業員が日々利用するシステムをひとつにまとめたサービスです。インターネット経由に必要な期間に応じて利用できる SaaS という形態で提供され、テレワークやフレックスタイム等の多様なワークスタイルをサポートします。

「勤怠管理・就業管理」の機能においては、単なる出退社時刻の記録だけでなく、残業時間の推移・36協定の順守状況・インターバル時間・有給休暇の取得状況・必要な休日確保の状況など、近年特にニーズの高い長時間労働の抑制や健康確保措置としての労働時間管理を実現します。また「工数管理」の機能では、「勤怠管理」と組み合わせることで精緻な原価管理が実現できることに加え、リアルタイムに従業員の働き方を可視化し、トップフォーマーの時間や経費の使い方などの行動を分析する等して、従業員が生産性高く働くための質の高いコーチングを提供するといったような、真の「働き方改革」の実現をサポートします。

「TeamSpiritシリーズ」は4つのステップで、生産性の高い働き方を実現するためのソリューションを提供します。

ステップ1は「間接業務の効率化」です。勤怠管理、就業管理、工数管理、経費精算、電子稟議、カレンダー、SNSなど従業員が日々行わなければならない煩わしい登録業務を、一つのシステムに纏めることで、入力負担を軽減します。

ステップ2は「内部統制の高度化」です。例えば、原価管理の面では、プロジェクト別の工数を「TeamSpiritシリーズ」で自動集計できるため、その精度が向上します。また、勤怠管理で集計した労働時間を上限とした工数登録の仕組みによって作業工数の水増しを防止できます。さらに、工数の日次承認機能の利用により、事後的に他プロジェクトへ工数を付替えることを防止できるため、不正入力への牽制が働き、統制がとれた原価管理が実現できます。労務管理の面では、「TeamSpiritシリーズ」に入力された情報を活用して、36協定に基づいたレポートの生成が可能であるため、「全社」「部門」「個人」の単位で勤務状況をリアルタイムで可視化・分析でき、法制度違反や未払い残業の発生を防止することができます。また、交際費やタクシーなどの経費精算を勤務・工数データとカレンダーの両方を確認することで業務利用として妥当であるかを判断することもできます。さらに、各種決裁で用いる電子稟議はもちろん、残業や経費精算の承認などの決裁フローをデジタル化することも可能です。

ステップ3は「従業員の活性化」です。働く人の活動に関する基礎情報（ビッグデータ）が体系的に格納されているため、レポート・ダッシュボード機能で手軽に働き方を可視化でき、この分析から得られた気づきをコーチングに活かすことで、チームメンバーの能力向上をサポートします。

ステップ4は「生産性向上」です。「TeamSpiritシリーズ」の各機能を使って働き方を可視化することで、従業員一人ひとりの間接業務を効率化してタイムマネジメントの質を向上させ、アウトプットの増大を実現します。

このように「TeamSpiritシリーズ」では各機能が連携し、ひとつのサービスとして提供されていることにより、「働き方改革」で求められている本質的な問題を解決することが可能となります。

「TeamSpiritシリーズ」の契約ライセンス数の推移は以下のとおりです。

	契約ライセンス数 (ライセンス)	契約社数(社)
2012年 8月	2,811	34
2013年 8月	11,736	116
2014年 8月	23,691	250
2015年 8月	46,335	423
2016年 8月	71,593	616
2017年 8月	98,900	795
2018年 8月	139,171	973
2019年 8月	208,615	1,232
2020年 8月	277,714	1,409
2021年 8月	321,534	1,531

<TeamSpirit>

2021年3月で販売開始から10周年を迎えた、スモール企業（注4）からエンタープライズ企業（注4）まで幅広い顧客層から支持される中核サービスです。

<TeamSpirit EX>

エンタープライズ企業のDXニーズにこたえるため、2019年6月に「TeamSpirit WSP」としてローンチし、一部のお客様に先行販売中であったエンタープライズ企業向けサービスです。2021年3月に、「TeamSpirit EX」に名称を変更し、本格販売を開始しました。EXは、Enterprise Experience、Expansion、Extend、Exceedを連想させる略語です。

b. 「TeamSpirit Leaders」

「TeamSpiritシリーズ」のひとつで、「TeamSpirit」と組み合わせて使用するプロジェクト原価管理サービスです。主に人の作業時間が原価となるプロジェクト型のビジネスにおいて、見積を作成するための工数計画を作成することができ、受注後には「TeamSpirit」で登録された工数実績との比較により原価の予実管理を行うことができます。

c. プロフェッショナルサービス

「TeamSpiritシリーズ」は、原則としてユーザー企業自らで、導入から運用までを実施いただけるようデザインされており、SaaSの普及に伴いITの基礎知識の少ないお客様への導入事例が増えてまいりました。導入目標日に確実な本稼働を迎えたい、導入に係わる担当者の負荷を極力抑えたい、運用段階のシステム設定や新規帳票のレイアウト作成の人材が不足しているなどのお客様の課題に対して、高度なIT及び業務スキルをもったコンサルタントがユーザー企業を有償で支援するサービスを提供しております。

なお、販売体制については、ユーザー企業から直接受注する直販ビジネスを中心としておりますが、一部大企業のお客様向けの販売を目的として、パートナーにサービスを卸しユーザー企業に再販でご利用いただく再販パートナーや、既存で取引のある顧客を紹介いただく紹介パートナーとの協業があります。

(3) ビジネスモデルについて

《サブスクリプション型リカーリングレベニューモデル（注5）による安定性と成長性》

「TeamSpiritシリーズ」は顧客企業に対し、使用した期間に応じたサービス料をユーザー人数分のサブスクリプション（定期購入）として課金する、リカーリングレベニュー（継続収益）方式を採用しています。サブスクリプションが複数年にわたり継続して利用されることで、新規・追加の契約数を解約・削減数が上回らない限り、収益が前年度を上回るという安定性がありながら、高い成長も目指すことができるビジネスモデルです。当連結会計年度での当社グループの売上におけるリカーリングレベニュー（ライセンス売上＋プレミアサポート売上）の比率は89.3%となっています。

収益の安定に重要な契約の継続のために、エンジニア、デザイナー、カスタマーサポートが一丸となって「働く人の創造的な時間を生み出し、チームの力を引き出す」機能を提供すべく定期的なバージョンアップを実施しております。切れ目のない顧客価値向上を実現することで高い継続率を維持しています。また当社グループでは既存のお客様に対する活用促進を行う営業体制を構築しており、「TeamSpiritシリーズ」の追加導入などにも注力し継続的なりカーリングレベニューの成長を目指しております。

成長性の実現に重要な新規の受注に関しては、標準化されたサービスを月額料金ですぐに提供できることから、受託開発型のサービスや高価なソフトウェアを売り切り型で販売するサービスに比べて、受注までの平均商談期間を短縮でき企業規模に関わらず契約数の拡大が可能になります。無償トライアル利用の機会を提供し導入前に効果を確認していただくことで、ユーザー企業は安心して導入の意思決定ができ、定着率の増加にも寄与しています。

サブスクリプション型リカーリングレベニューモデルの単一事業であることから、経営の安定性と成長性が両立できることに加え、年間の契約金額を一括前払いで回収しているため経常的な運転資金は発生しません。キャッシュ・フローの面でも非常に安定していることが当社グループのビジネスモデルの特徴です。

《シングルソース・マルチテナント形式（注6）による顧客価値の最大化とコストダウン》

「TeamSpiritシリーズ」は、インターネット経由で必要な機能を必要な分だけ利用できるSaaSという形態で提供しており、2021年8月末時点で1,531社の企業に導入されていますが、「TeamSpiritシリーズ」をご契約いただいたすべてのお客様が、それぞれ共通のソースコードで作られた1種類のアプリケーションを使用しています。これを、シングルソース・マルチテナント形式と言います。日々増加するお客様からの要望にお応えして、年間複数回の定期メジャーバージョンアップを提供するなど、常に機能を強化・拡大させることができるので、お客様にとっての価値を継続的に向上させることができます。さらに開発者は特定のソースの開発に集中できるので比較的少ないリソース（コスト）で高機能なサービスを開発することが可能です。

さらに「TeamSpiritシリーズ」は従業員1,000名以上のエンタープライズ企業にもご利用いただいておりますが、仕様が複雑な大規模なお客様であってもアプリケーション本体の改造をせずにシングルソース・マルチテナントで提供できる充実した機能性や優れたサポート体制がビジネス上の大きな優位点であると考えています。

《エンタープライズ企業に選ばれるSaaS》

「TeamSpiritシリーズ」は、パブリッククラウド（注7）で利用できるPaaS（Platform as a Service）（注8）である、salesforce.com, inc.（注9）が運営しているLightning Platform上に構築されており。基盤となるサーバーなどのシステム機器の提供・情報セキュリティ対策・バックアップなどの運用は、すべてsalesforce.com, inc.が実施します。そのため株式会社セールスフォース・ドットコムとのOEMパートナー契約（注10）を基に1ライセンスあたり月額課金の仕入が発生する以外、サービス提供に関わる設備投資や運用投資をほぼゼロに抑制することができます。その上、ワークフローやSNS及びデータ連携機能、レポート・ダッシュボードなどの分析機能、さらにはAI（機械学習・ディープラーニング）機能やIoTとの接続機能など、システムで使う共通機能もPaaSに実装されています。そのため開発リソースをすべて業務アプリケーションに投下できるメリットがあります。そのことによりサービス改善サイクルを高速化し、SaaSビジネスで最も重要な持続的な顧客体験価値の向上が可能になると考えています。

また、世界でユーザー企業15万社以上、1日あたりのトランザクション数40億以上、稼働アプリケーション数500万以上といった世界中で利用されているsalesforce.com, inc.が提供するクラウドプラットフォームにより、金融機関からグローバルに活動するエンタープライズ企業まで、安心して「TeamSpiritシリーズ」をご利用いただける環境を提供できているものと考えています。

（注）1 ERPとは、企業内の経営資源を有効活用するために、生産、販売、物流、会計、人事などの情報を統合的に管理するための情報システムのことです。

2 SaaSとは、Software as a Serviceの略称で、ソフトウェアをインターネット経由のサービスとして提供することです。

3 デジタルトランスフォーメーションとは、情報システムによる業務効率化の域を超え、人工知能（AI）やIoT（Internet of Things）などデジタル技術を活用して新たなビジネスを生み出し、人々の生活をあらゆる面でより良くするという概念のことです。

4 企業（市場）規模の定義は以下のとおりです。

名称	定義
エンタープライズ企業（市場）	従業員が1,000名以上の企業（又はその企業を対象とした市場）
ミッド企業（市場）	従業員が100～999名の企業（又はその企業を対象とした市場）
スモール企業（市場）	従業員が99名以下の企業（又はその企業を対象とした市場）

5 サブスクリプション型リカーリングレベニューモデルとは、使用した期間に応じたサービス料をユーザー人数分のサブスクリプション（定期購入）として課金するリカーリングレベニュー（継続収益）型ビジネスモデルのことです。

6 シングルソース・マルチテナント形式とは、ひとつのシステム環境を複数企業で共同利用することです。

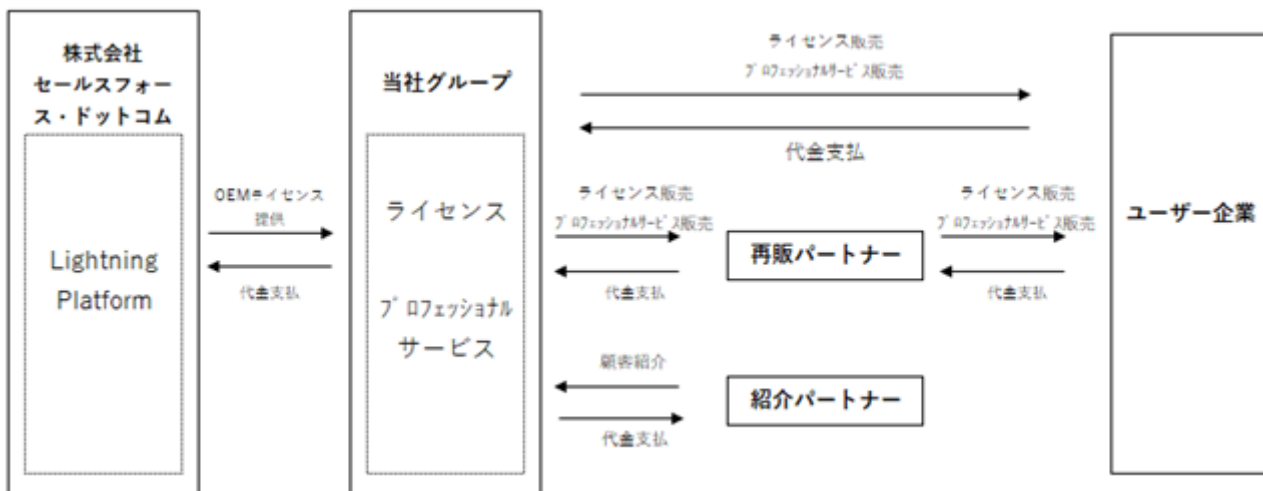
7 パブリッククラウドとは、クラウド上のサービスのうち不特定多数の利用者を対象に広く提供されている形態のことです。特定の利用者を対象として提供される「プライベートクラウド」との対比で用いられます。

8 PaaSとは、Platform as a Serviceの略称で、ソフトウェアを稼働させるための土台となるプラットフォームを、インターネット経由のサービスとして提供することです。

9 salesforce.com, inc. とは、米国カリフォルニア州に本社を置く、クラウドコンピューティング・サービスの提供企業です。株式会社セールスフォース・ドットコムは、salesforce.com, inc.の子会社です。

10 OEMパートナー契約とは、Lightning Platformを仕入れ当社グループ商品に結合して販売することができる契約のことです。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) TeamSpirit Singapore Pte.Ltd.	シンガポール	100,000 シンガポールドル	アジア・太平洋地域における TeamSpirit EXの 開発・販売	100	役員の兼任 ソフトウェア開発委託 管理業務受託

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
SaaS事業	133 (1)
合計	133 (1)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー・アルバイト)は、年間の平均人員を()内にて外数で記載しております。
2. 当社グループは、SaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
3. 従業員数(臨時雇用者を除く)が前連結会計年度末に比べ19名増加したのは、事業の拡大に伴い人員が増加したことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

2021年8月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
115 (1)	37.2	2.8	7,316

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー・アルバイト)は、年間の平均人員を()内にて外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、SaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
4. 従業員数(臨時雇用者を除く)が前事業年度末に比べ20名増加したのは、事業の拡大に伴い人員が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営の基本方針

《ミッション》

「すべての人を、創造する人に。」

すべての人が創造性を発揮し、人の数だけ世界を変えていく。

チームスピリットは、変化を巻き起こす機会を創る会社であり続けます。

《ビジョン》

「個を強く。チームを強く。」

一人ひとりの挑戦するチカラに加速力をもたらし、一人ひとりが主人公となって動く。

強い「個の集団」が生まれ、あらゆる壁を超えていく世の中を実現します。

《コアバリュー》

Customer Value

お客様自身が気付いていない価値の創造にこだわります

Team Spirit

誠実にリスペクトの気持ちを持って、関係者と貢献の輪を創ります

Innovation

理想のビジョンを描き、光速で実験し、失敗から学びます

Re:Start-up

毎日スタートアップ初日に戻り、未知を探索します

当社グループはこのようなミッション、ビジョン、コアバリューにより「働く人の創造的な時間を生み出し、チームの力を最大限引き出す」ことを基本方針に、「お客様の成功」を判断基準として経営しております。なお、2021年3月をもって「TeamSpirit」のベータ版リリースから10周年を迎えております。

《経営方針》

今、DXという大きな波が押し寄せています。DXはITを活用した単なる業務の効率化ではなく、デジタル技術を駆使してビジネスの仕組みを変革することを意味しています。時代の変化に対応し新しい挑戦を続けることは、全ての企業にとって最も根源的な経営課題であります。

当社グループも、創業当時の受託開発型ビジネスから現在のSaaSビジネスへ移行するという「強烈な変化」を体験しました。「変化を恐れるのではなく、自ら変化を創り出す」ことが当社グループの経営方針の根幹です。

当社グループが提供するサービスは、多くのお客様によって支えられています。また、安定的に事業を持続・拡大できるのは株主の皆様のご理解・ご支援があつてのものです。従業員が成長し創造的に仕事に取り組むことがサービスの進化につながり、それがお客様と当社グループの成功につながり、企業価値の向上を通じて株主の皆様へ利益を還元していく、この循環を持続して全てのステークホルダーの成功を実現していくことが当社グループの経営方針です。

(2) 目標とする経営指標

当社グループのSaaS事業は、サブスクリプション型リカーリングレベニューモデルであるため、契約ライセンス数を増加させ解約率を低位に留めることで、売上高及び利益の成長を実現し、継続的な企業価値の向上と株主への利益還元を目指します。

(3) 経営環境及び中長期的な会社の経営戦略

我が国は、少子高齢化による労働力人口の減少という大きな社会課題に直面しており、多くの日本企業にとって生産性の改善や多様な人材が活躍できる労働環境の整備が重要な経営課題となっています。政府は2017年3月に「働き方改革実行計画」を発表し、生産性の向上や長時間労働の是正、多様な働き方の実現などを進める方針を示しました。2019年4月に施行された「働き方改革関連法」では、残業時間の上限規制や、正社員と非正規の不合理な待遇差を解消する「同一労働同一賃金」、高収入の一部専門職を労働時間の規制から外す「脱時間給制度（高度プロフェッショナル制度）」、年次有給休暇取得の一部義務化、勤務間インターバル制度の普及促進などが盛り込まれました。2020年4月から中小企業への適用も開始され、日本の労働慣行は大きな転換点を迎えています。

一方で、「働き方改革」を実現するためのツールやソリューションはまだ確立されているとは言えません。例えば、現行の労働基準法において使用者は従業員の労働時間の管理義務が課せられており、多くの企業は勤怠・就業管理システムを導入していますが、近年、複数の企業で違法な長時間労働の実態が明らかとなっております。このように、従来の形式的な出退勤時刻の記録では不十分で、労働時間の実態把握や働いている状況を可視化するツールやソリューションのニーズが高まってきております。また、欧米に対して生産性が低いと言われる我が国のサービス業やホワイトカラーに対し、その働き方を可視化及び改善するソリューションのニーズも一層高まりを見せるものと考えております。加えて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でテレワークが急速に広まったことで、働き方そのもののパラダイムシフトが起こり始めており、高度な労務管理や働き方の可視化による生産性の改善の重要性は今後ますます高まっていくものと考えております。

このような状況の中で、当社グループは「働き方改革」を実現するためのツールやソリューションの市場が急拡大すると考えており、幅広い業種や規模の企業の「働き方改革」の実現に貢献するべく、「TeamSpiritシリーズ」を強化し、営業活動を拡大してまいりたい方針であります。特に、エンタープライズ企業のフロントウェア領域で現在主流となっている、手組みのスクラッチシステムやカスタマイズされたパッケージシステムを「TeamSpiritシリーズ」でリプレイスしていく「エンタープライズ市場開拓戦略」を中期的な経営戦略として位置付けております。

なお、このような経営環境における当社グループの商品、ビジネスモデルは「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載しております。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループが提供するサービスは、ポストコロナ時代の多様な働き方への対応やDXの推進による生産性の改善といった、「働くこと」を取り巻く企業の課題意識の高まりを背景に、今後もますますの需要増加が期待されます。当社グループのさらなる成長を実現するため、優先的に対処すべき課題は以下のとおりであります。

エンタープライズ市場の開拓

エンタープライズ企業のフロントウェアシステム（勤怠管理、工数管理、経費精算、ワークフロー等）のDXニーズに応えるため、一部のエンタープライズ企業のお客様に先行販売中であった「TeamSpirit WSP」を「TeamSpirit EX」に名称変更し、2021年3月1日より本格販売を開始しました。そして、エンタープライズ企業のフロントウェア領域で現在主流となっている、手組みのスクラッチシステムやカスタマイズされたパッケージシステムを「TeamSpiritシリーズ」でリプレイスしていく「エンタープライズ市場開拓戦略」を成長戦略の柱に据えて、製品開発、マーケティング、営業の各領域に積極的な投資を行ってまいりました。当社グループは、同戦略を成功させることが中長期的な企業価値・株主価値の向上に資すると考えており、費用対効果の検証を行いながら、戦略的に先行投資を増大させていく方針です。

ミッド・スモール市場の成長再加速

ミッド・スモール市場には多くの競合が存在しており、足もとの成長率はやや鈍化傾向にあります。運用利便性を向上させるUIの改善や継続的な新機能のリリースといった「TeamSpirit」の機能強化に加え、インサイドセールスやWebマーケティングの強化等、ミッド・スモール市場の成長を再加速させるために各種施策を推進してまいります。

優秀な人材の確保と育成

当社グループの中長期的な企業価値の向上に向けて、優秀で意欲的な人材を採用し、その定着を図ることは経営基盤を強固にしていくために非常に重要な課題であると認識しております。当社グループとしては積極的な採用活動を継続するとともに、適切な目標管理と人事評価を行い、優秀な人材の確保と活用に努めてまいります。また、従業員の職位、職務に応じた適切な研修を積極的に行い、人材の教育・育成を進めてまいります。

「TeamSpirit」並びに「TeamSpirit EX」の知名度向上と契約ライセンス数の拡大

当社グループは2021年8月末時点で契約ライセンス数321,534ライセンス、契約社数1,531社と、クラウド・IT業界で一定の知名度を獲得できているものと考えておりますが、日本国内企業の従業員数と当社契約ライセンス数を比較した場合、そのシェアは約0.7%と未だ低水準であり、大きな拡大余地が残されております。

当社サービスの「フロントウェア×Employee Success」という独自のポジショニングについて、潜在顧客となる企業により一層認知、評価していただき、契約ライセンス数を拡大させていくためには、戦略的かつ積極的なPR・マーケティング活動、セールス活動が重要であると考えております。

中長期的な収益性の向上と安定したキャッシュ・フローの創出

当社グループは、中長期的なARR成長のため開発投資を中心に積極的な先行投資を進めており、2022年8月期は営業損失を計上する見通しとなっております。

主力製品である「TeamSpirit」は、高い収益性を誇り安定したキャッシュ・フローの創出に貢献しておりますが、「TeamSpirit EX」は未だ先行投資が続く赤字事業となっております。「エンタープライズ市場開拓戦略」を成功させることで「TeamSpirit EX」の早期黒字化を達成し、中長期的な収益性の向上と安定したキャッシュ・フローの創出を目指してまいります。なお、先行投資に関しては、その費用対効果を見極めながら規律を持った投資を行い、2026年8月期において営業利益率25%程度を目指していく方針です。

2【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。当社グループはこれらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営環境の変化について

当社グループのSaaS事業は、企業を主要顧客としており、勤怠管理など顧客企業の従業員が毎日必ず使用する機能を提供しています。国内外の経済情勢の変動や景気動向等を理由として直ちに契約が解約される性質の商品ではないため安定的な収益を見込んでおりますが、顧客企業のIT投資マインドが減退するような場合には、新規契約数が鈍化する可能性など、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルスの影響については、2021年8月期は、一部のお客様で導入プロジェクトの延伸や、コスト削減のために予備枠として確保していたライセンスを細かく削減する動きが見られましたが、その他特段の悪影響は発生しておりません。しかし、今後、新型コロナウイルスが再拡大し、その影響が深刻化した場合には、当社グループの業績並びに中期的な成長性に影響を及ぼす可能性があります。

(2) クラウド市場の動向について

当社グループが事業を展開するクラウド市場は急速な成長を続けております。当社グループはこの市場成長傾向は継続するものと見込んでおり、その中で一定のシェアを獲得するべく、商品や営業組織の拡充を図っております。しかしながら、国内外の経済情勢の変動や景気動向等を理由として予期せずクラウド市場の成長が鈍化するような場合には、新規契約数の鈍化など、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 株式会社セールスフォース・ドットコムに関するリスク

当社グループが顧客に提供しているアプリケーションは、株式会社セールスフォース・ドットコムが提供するクラウドプラットフォーム(Lightning Platform)上に構築されております。なお、同社との契約における解除条項は以下のとおり定められておりますが、現状で解除条項に抵触しておりません。

- ・相手方が本契約の重大な違反をして、違反のない当事者からの書面の通知の受領後30日以内に、その違反を是正しなかった場合。
- ・特定の四半期において、当社グループの有効なユーザー合計数が25%以上減少し、さらにその後2ヶ月連続して10%以上減少した場合。
- ・相手方に、解約しようとする当事者の直接競合者による支配権の変更があった場合。
- ・相手方が、破産又は、支払不能、管財人による財産管理、清算、債権者への財産譲渡に関するその他の手続の申し立ての対象となった場合。

また、現状では株式会社セールスフォース・ドットコムに日本からの撤退の予定はなく、今後の契約関係も安定して継続する見込みであります。しかしながら、同社の経営戦略の変更により日本でのLightning Platformの提供が廃止・停止となった場合、Lightning Platformの機能に障害が発生して当社グループのアプリケーションに影響が生じた場合、Lightning Platformの競争優位性が失われた場合、Lightning Platform利用料(当社グループのプラットフォーム仕入価格)の引上げを要求された場合、同社とのOEMパートナー契約の解除事由に抵触し契約を解除された場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 営業活動に関するリスク

当社グループはこれまで、クラウド市場や「働き方改革市場」の拡大などを背景として事業の拡大をしてまいりました。今後は、より幅広い業種や事業規模の企業との契約を増やしていく予定でございますが、商談日数の長期化や段階的な導入などにより、売上計上時期が変動し、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 想定を上回る解約が生じるリスク

当社グループのSaaS事業は、サブスクリプション型リカーリングレベニューモデルであるため、顧客満足度を高めることで解約率を低く維持するための施策を行っております。しかしながら、顧客企業の利用状況や経営環境の変化などの理由により、毎年一定の解約が発生しております。予算及び経営計画には将来の解約を見込んでおりますが、想定を超える解約が発生した場合には、当社グループの経営成績に影響を与える可能性があります。

(6) 新規契約数の季節変動について

当社グループの売上は顧客企業の人事及びIT予算により構成されるため、新規契約時期は顧客企業の予算策定スケジュール、システム刷新計画、人事部門の繁忙期などの影響を受けます。また、既存顧客における人員増加による追加契約時期については、多くの顧客企業の会計年度末である3月末前後となる傾向が見られます。したがって、季節に依らず契約数が推移する業種に比べて、顧客毎の年間スケジュールに依存するほか、契約の獲得件数の変動が大きく下振れ幅が顕著な場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性があります。

(7) 競合について

当社グループが提供する勤怠管理や経費精算等のフロントウェアソリューション領域においては、特にミッド・スモール市場を中心に多くの競合企業が存在しておりますが、当社グループのサービスは単一機能を提供することに止まらず、勤怠管理、就業管理、工数管理、経費精算、電子稟議、カレンダー、SNSといった従業員が日々利用する機能をひとつに集約することで、複合的な視点で従業員が働いている「今の様子」をリアルタイムに可視化し、より効率的で生産的な働き方を実現する「働き方改革プラットフォーム」として差別化を図っております。エンタープライズ市場においては手組みのスクラッチシステムやカスタマイズされたオンプレ型のパッケージシステムの利用が主流となっており、当社と同じクラウドサービスの競合企業はミッド・スモール市場と比較しても少ない状況です。しかしながら、競合企業の技術力の向上や予期しないサービスの登場などにより、現在以上に競争が激化する場合には、新規契約数の鈍化や既存契約先の解約数増加など、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 単一事業であることのリスク

当社グループの売上は、「TeamSpiritシリーズ」とその関連サービスで構成されており、SaaS事業の単一事業となっております。国内の少子化や人口減少により、生産性向上のための「働き方改革市場」領域におけるシステムの刷新需要の成長傾向は継続するものと見込んでおりますが、当該市場の成長が鈍化するような場合、事業環境の変化等への対応が適切でない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 海外子会社について

当社グループは、2017年11月に海外子会社（シンガポール）を設立し、現在は開発業務を中心に事業を行っておりますが、現地の法令、制度・規制、社会情勢等のカントリーリスクが顕在化し、円滑な事業展開を行うことが困難になった場合、当社グループの経営成績及び事業活動に影響を与える可能性があります。

(10) 人材の確保について

当社グループのビジネスの成長持続には、優秀なエンジニア、コンサルタント及び営業人員を安定的に確保することが重要と認識しております。当社グループでは継続的に従業員の採用及び教育を行っておりますが、従業員の採用及び教育が計画どおりに進まないような場合や人材流出が進むような場合には、サービスの円滑な提供及び積極的な受注活動が阻害され、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 訴訟について

本書提出日現在において、重大な訴訟を提起されている事実はございません。しかしながら、当社グループが事業活動を行う中で、顧客等から当社グループが提供するサービスの不備、アプリケーションの不具合、個人情報の漏洩等により、訴訟を受けた場合には、当社グループの社会的信用が毀損し、当社グループの事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 知的財産権に係る方針について

当社グループは、販売する商品の名称につき、商標登録を行っており、将来展開を計画している商品についても商標権の取得を目指す方針であります。当社グループの保有する知的財産権を保護するために細心の注意を払うと共に、他社の知的財産権を侵害しないように顧問弁護士等と連携し必要な措置を講じてまいります。ただし、当社グループの知的財産権の侵害や当社グループの他社侵害を把握しきれずに、何らかの法的措置等が発生した場合、当社グループの事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) システムトラブルについて

当社グループが顧客に提供しているアプリケーションは、クラウドという特性上、インターネットを經由して提供されており、その可用性をインターネットに接続するための通信ネットワークやインフラストラクチャーに依存しております。当社グループはシステムトラブルを最大限回避すべく、企業向けクラウドプラットフォームとして多くの企業から信頼されているsalesforce.com, inc.が運営するLightning Platform上にアプリケーションを構築しております。しかしながら、自然災害及び事故等による予期しえないトラブルが発生し、大規模なシステム障害が起こるような場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 重大な不具合について

当社グループが提供するアプリケーションは、開発計画から本番リリースに至るまでの開発プロセスが定められております。顧客へ提供する前に、厳しい品質チェックを行った上で本番リリースしておりますが、顧客への提供後に重大な不具合（バグ等）が生じ、補修等追加コストの発生や信用の失墜、損害賠償責任が発生した場合、当社グループの事業活動及び経営成績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(15) 情報管理体制について

当社グループでは、業務に関連して多数の顧客企業の情報資産を取り扱っております。情報セキュリティ基本方針を策定し、役員及び従業員に対して情報セキュリティに関する教育研修を実施する等、情報管理体制の強化に努めております。しかしながら、何らかの理由により重要な情報資産が外部に漏洩するような場合には、当社グループの社会的信用の失墜、損害賠償責任の発生等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 内部管理体制の構築について

当社グループは、今後の事業拡大に対応するため、内部管理体制をさらに強化する必要があると認識しております。今後は人材採用及び育成を行うこと等により内部管理体制の強化を図っていく方針であります。しかしながら、内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社グループの事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 特定の人物への依存について

当社の代表取締役である荻島浩司は、当社グループの創業者であり、創業以来の最高経営責任者であります。当社グループの事業展開において事業戦略策定や、業界における人脈の活用等、重要な役割を果たしております。当社グループは、経営管理体制の強化、経営幹部の育成等を図ることにより、同氏への過度な依存の脱却に努めておりますが、現時点においては、未だ同氏に対する依存度は高いと考えております。今後、何らかの理由により同氏の業務遂行が困難になる場合には、当社グループの事業展開等に影響を及ぼす可能性があります。

(18) 我が国における働き方の変化について

当社グループの主力商品である「TeamSpiritシリーズ」は、勤怠・就業管理機能を主要機能の1つとして構成しており、今後、勤怠・就業管理を必要としない成果管理主義型の働き方が浸透した場合や、法規制の改正等により勤怠・就業管理の位置づけに変化が生じた場合、当社グループの事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況の概要は次のとおりであります。

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末において判断したものであります。

経営成績の状況

当社グループは、「すべての人を、創造する人に。」のミッションのもと、勤怠管理の高度化、勤務状況の可視化、経費精算等各種業務フローのデジタル化を1つのサービス内で実現し、クラウド環境を通してお客様に提供するERPのフロントウェア「TeamSpirit」並びに「TeamSpirit EX(注1)」を提供しております。

当社グループが提供するサービス領域における短期的な事業環境といたしましては、残業時間上限規制等を定めた「働き方改革関連法」(2019年4月施行)の中小企業への適用が2020年4月から開始されたことで、「勤怠管理」の高度化ニーズが高まりを見せています。さらに昨今、テレワーク等の多様な働き方に対応するため、労働時間の正確な把握だけでなく、仕事の見える化によるチームの活性化や非対面でのマネジメントの実現を可能にする「工数管理」への需要も高まっています。

中長期的な事業環境といたしましては、今後多くの企業において生産性向上に向けたDXへの取組みがさらに加速することが予想されます。特にエンタープライズ企業(注2)では、2000年頃に一斉導入されたERP並びに、それに付随したデータのエントリー機能を担う「勤怠管理システム」や「経費精算システム」といったERPのフロントウェアシステムのリプレイス需要が高まっています。従来、これらのシステムは各社独自の仕様で構築されるケースが一般的でしたが、昨今は更新投資やシステム保守費をかけることなく最先端のサービスを利用することができるSaaS(注3)への関心が高まっています。当社グループは、このようなエンタープライズ企業におけるDXニーズに応えるため、一部のエンタープライズ企業のお客様に先行販売中であった製品「TeamSpirit WSP」を「TeamSpirit EX」に名称変更し、2021年3月1日より本格販売を開始いたしました。そして、「エンタープライズ市場開拓戦略(注4)」を成長戦略の柱に据えて、製品開発、マーケティング、営業の各領域に積極的な投資を行ってまいりました。その結果、2021年8月期下半期(2021年3月～8月)の、エンタープライズ企業を中心としたGB/EBUセグメント(注5)におけるリード数は、同上半期(2020年9月～2021年2月)比で4倍程度増加しており、戦略への手ごたえを実感しております。しかし、GB/EBUセグメントにおける商談は、初回面談から受注まで平均して半年から1年程度(規模によってはさらに長期の商談もあり)のリードタイムを要するため、2021年8月期実績への貢献は限定的でした。

2021年8月期は、EBUセグメント(注5)で年度内に新規受注がクローズできず、トータルのライセンス増加数は満足のいく結果となりませんでした。重点セグメントの1つであるGBセグメント(注5)における新規受注は引き続き堅調に推移しました。また、カスタマーサクセスの活動を通じて既存顧客の解約率は低位に推移し、さらに既存のお客様からの追加受注も堅調に推移したことで、契約ライセンス数は321,534ライセンス(前連結会計年度末比15.8%増)、契約社数は1,531社(同122社増)となりました。

新型コロナウイルスの影響については、一部のお客様で導入プロジェクトの延伸や、コスト削減対策の一環で予備枠として確保していたライセンスを細かく削減する動きが見られましたが、その他特段の悪影響は発生しておりません。中長期的には、働き方の多様化や大企業のDXへの取組みの加速などが追い風となり、「TeamSpirit」並びに「TeamSpirit EX」の需要は増加していくものと考えております。

以上の結果、当連結会計年度におけるライセンス売上高は2,354百万円(前連結会計年度比20.1%増)、プロフェッショナルサービス売上高は542百万円(同11.8%増)となり、売上高は合計で2,896百万円(同18.5%増)となりました。ライセンス売上高はGB/EBUセグメントが牽引し堅調に推移しました。プロフェッショナルサービス売上高は第2四半期に計上したスポットサポートの大口商談が寄与し前年対比で増収となりました。営業利益は、「TeamSpirit EX」の本格販売に合わせて実施したマーケティング活動に伴う広告宣伝費や、主に営業人員の強化に伴う採用費、人件費の増加により169百万円(同40.9%減)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は122百万円(同51.9%減)となりました。

なお、当社グループはSaaS事業の単一事業であるため、事業セグメント別の記載を省略しております。

(注1) TeamSpirit EX:2018年より一部のエンタープライズ企業のお客様に先行導入し機能拡張を行ってきた「TeamSpirit WSP(Workforce Success Platform)」を名称変更し、2021年3月1日より本格販売を開始したクラウドサービス。EXは、Enterprise Experience、Expansion、Extend、Exceedを連想させる略語。

(注2) 企業規模毎の定義は以下のとおり。

名称	定義
エンタープライズ企業	従業員が1,000名以上の企業
ミッド企業	従業員が100～999名の企業
スモール企業	従業員が99名以下の企業

(注3) SaaS: Software as a Serviceの略称で、サービスとしてのソフトウェアを指す。クラウドサーバーにあるソフトウェアを、インターネットを経由して利用できるサービス。

(注4) エンタープライズ市場開拓戦略: エンタープライズ企業におけるERPのフロントウェア(勤怠管理、工数管理、経費精算、ワークフロー等)は、手組みのスクラッチシステムやオフライン型のパッケージシステムなどの利用が大半であり、それらのシステムをリプレイスしていく戦略。

(注5) セグメントの定義は以下のとおり。

名称	定義
GB/EBUセグメント	General Business/Enterprise Business Unit の略称で、1社あたりの契約ライセンス数が500ライセンス以上の企業から構成されるセグメント
EBUセグメント	Enterprise Business Unit の略称で、1社あたりの契約ライセンス数が4,000ライセンス以上の企業から構成されるセグメント
GBセグメント	General Business の略称で、1社あたりの契約ライセンス数が500～3,999ライセンスの企業から構成されるセグメント
MMセグメント	Mid Market の略称で、1社あたりの契約ライセンス数が100～499ライセンスの企業から構成されるセグメント
SMBセグメント	Small and Medium Business の略称で、1社あたりの契約ライセンス数が99ライセンス以下の企業から構成されるセグメント

財政状態の状況

当連結会計年度末における総資産は3,171百万円となり、前連結会計年度末から361百万円増加しました。

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産は2,753百万円となり、前連結会計年度末から306百万円増加しました。これは主に、現金及び預金の増加によるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産は418百万円となり、前連結会計年度末から54百万円増加しました。これは主に、繰延税金資産の増加によるものであります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債は1,594百万円となり、前連結会計年度末から229百万円増加しました。これは主に、繰延収益の増加によるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債はありません。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は1,577百万円となり、前連結会計年度末から131百万円増加しました。これは主に、利益剰余金の増加によるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、2,447百万円となり、前連結会計年度末に比べ274百万円増加（前連結会計年度比12.6%増）しました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は265百万円（前年同期は395百万円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益174百万円を計上したことに加えて、受注拡大に伴い繰延収益が136百万円増加した一方で、法人税等81百万円を支払ったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は0百万円（前年同期は86百万円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出0百万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は7百万円（前年同期は41百万円の支出）となりました。これは主に、新株予約権の行使による株式の発行による収入7百万円によるものです。

（2）生産、受注及び販売の実績

生産実績

当社グループは生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

受注実績

当社グループは受注生産を行っておりませんので、受注実績に関する記載はしていません。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をサービス別に示すと次のとおりであります。

サービスの名称	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)
ライセンス	2,354,713	20.1
プロフェッショナルサービス	542,213	11.8
合計	2,896,926	18.5

- (注) 1. 当社グループはSaaS事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。上記ではサービス別の販売実績を記載しております。
2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため記載を省略しております。
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び重要な見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては過去の実績や現状等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる可能性があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を含め連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「(1) 経営成績等の状況の概要」に含めて記載しています。

キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要」に含めて記載しています。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、次のとおりであります。

資金需要及び資金調達につきましては、当社グループの事業規模の拡大を進めるために、次世代プロダクト開発に取り組んでいく考えであります。これらの資金需要は手元資金で補うことを基本として必要に応じて資金調達を実施します。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりと認識しており、これらのリスクについては発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。

経営戦略の現状と見通し

当社グループは「すべての人を、創造する人に。」というミッションのもと、事業を展開してまいりました。

働き方改革プラットフォームとしての「TeamSpirit」を中心に置きながら、幅広い規模や業種の企業に対して適応できるように、商品開発、営業活動の強化などの事業施策に取り組んでまいります。

経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループの経営者は、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、当社グループが今後さらなる成長を遂げるためには、さまざまな課題に対処することが必要であると認識しております。

それらの課題に対応するために、経営者は常に事業環境の変化に関する情報の入手及び分析を行い、次世代商品開発による競合との差別化を推進し、さらなる事業拡大を図ってまいります。

4【経営上の重要な契約等】

当社グループの経営上、重要な契約は以下のとおりであります。

相手方の名称	契約締結日	契約の名称	契約内容	契約期間
株式会社セールスフォース・ドットコム	2010年6月8日	AppExchange パートナー基本契約書	開発したアプリケーションをAppExchange（注）に公開するための契約	自 2010年6月8日 至 2011年6月7日 1年毎の自動更新あり
株式会社セールスフォース・ドットコム	2010年11月12日	OEMパートナー契約書	Lightning Platformの仕入契約	自 2010年11月9日 至 2013年11月8日 1年毎の自動更新あり

（注）salesforce.com, inc.が提供するビジネス用アプリケーションのマーケットプレイスです。開発者は開発したアプリケーションを公開し、ユーザーはアプリケーションをインストールして利用出来ます。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資等の額は、1百万円であります。これは主に、本社の情報通信機器の取得によるものであります。

なお、当社グループはSaaS事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2021年8月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額			従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都中央区)	事務所等	45,437	12,065	57,502	115(1)

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2. 本社オフィスは賃借しており、その年間賃借料は、107,980千円であります。
 3. 従業員数は就業人員であり、従業員数欄の()外書きは、臨時従業員数(パートタイマー・アルバイト)の年間平均人員であります。
 4. 現在休止中の主要な設備はありません。
 5. 当社は、SaaS事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

(2) 在外子会社

2021年8月31日現在

会社名	所在地	設備の内容	帳簿価額		従業員数 (人)
			その他 (千円)	合計 (千円)	
TeamSpirit Singapore Pte.Ltd.	シンガポール	開発用PC等	1,548	1,548	18

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 2. オフィスは賃借しており、その年間賃借料は、21,844千円あります。
 3. 従業員数は就業人員であります。
 4. 現在休止中の主要な設備はありません。
 5. 当社グループは、SaaS事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	55,280,000
計	55,280,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2021年8月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年11月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	16,227,600	16,255,200	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	16,227,600	16,255,200	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2021年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

会社法に基づき発行された新株予約権は次のとおりであります。

第8回新株予約権

決議年月日	2016年8月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 6
新株予約権の数(個)	76 [7]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 30,400 [2,800] (注)1、7、8
新株予約権の行使時の払込金額(円)	225 (注)2、7、8
新株予約権の行使期間	自 2018年8月19日 至 2025年8月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 225 資本組入額 112.5 (注)7、8
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

当事業年度の末日(2021年8月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2021年10月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についても行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行日以後、行使価額を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{(\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数}) + (\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込額})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

発行日後に当社が他社と合併を行う場合、又は当社が会社分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。

新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役又は従業員の場合は、新株予約権の行使時において、当社並びに当社子会社の取締役又は監査役もしくは従業員の地位を保有していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職等、転籍、その他当社取締役会が正当な理由と認める場合はこの限りではない。

対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することはできないものとする。

新株予約権の質入れ、担保の設定その他一切の処分は認めないものとする。

4. 譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

5. 新株予約権者の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）2で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

7. 2018年4月12日開催の取締役会決議により、2018年5月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. 2019年4月11日開催の取締役会決議により、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第9回新株予約権

決議年月日	2017年11月15日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 3
新株予約権の数（個）	10
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	4,000（注）1、7、8
新株予約権の行使時の払込金額（円）	338（注）2、7、8
新株予約権の行使期間	自 2019年11月16日 至 2026年11月15日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 338 資本組入額 169 （注）7、8
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	（注）4
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6

当事業年度の末日（2021年8月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年10月31日）にかけて変更された事項はありません。

- （注）1. 普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式数についても行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 本新株予約権発行後、株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権発行日以後、行使価額を下回る価額で新株式を発行又は自己株式を処分するときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{(\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数}) + (\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込額})}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の他、発行日後に当社が他社と合併を行う場合、又は当社が会社分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件は以下のとおりとする。

新株予約権の割当を受けた者が、当社の取締役又は従業員の場合は、新株予約権の行使時において、当社並びに当社子会社の取締役又は監査役もしくは従業員の地位を保有していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職等、転籍、その他当社取締役会が正当な理由と認める場合はこの限りではない。

対象者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使することはできないものとする。

新株予約権の質入れ、担保の設定その他一切の処分は認めないものとする。

その他の条件については、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4. 譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

5. 新株予約者の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、（注）2で定められる行使価額を組織再編の条件等を勘案のうえ、調整して得られる再編後払込金額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

7. 2018年4月12日開催の取締役会決議により、2018年5月16日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. 2019年4月11日開催の取締役会決議により、2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2017年8月28日 (注)1	D種優先株式 1,151	普通株式 14,250 A種優先株式 6,400 B種優先株式 6,150 C種優先株式 4,500 D種優先株式 1,151	77,692	405,742	77,692	395,742
2017年8月29日 (注)2	D種優先株式 849	普通株式 14,250 A種優先株式 6,400 B種優先株式 6,150 C種優先株式 4,500 D種優先株式 2,000	57,307	463,050	57,307	453,050
2017年9月4日 (注)3	普通株式 1,250	普通株式 15,500 A種優先株式 6,400 B種優先株式 6,150 C種優先株式 4,500 D種優先株式 2,000	9,500	472,550	9,500	462,550
2018年5月15日 (注)4	普通株式 19,050	普通株式 34,550 A種優先株式 6,400 B種優先株式 6,150 C種優先株式 4,500 D種優先株式 2,000	-	472,550	-	462,550
2018年5月15日 (注)5	A種優先株式 6,400 B種優先株式 6,150 C種優先株式 4,500 D種優先株式 2,000	普通株式 34,550	-	472,550	-	462,550

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2018年5月16日 (注)6	普通株式 6,875,450	普通株式 6,910,000	-	472,550	-	462,550
2018年8月21日 (注)7	普通株式 400,000	普通株式 7,310,000	220,800	693,350	220,800	683,350
2018年8月30日 (注)8	普通株式 72,000	普通株式 7,382,000	39,744	733,094	39,744	723,094
2018年9月20日 (注)3	普通株式 425,000	普通株式 7,807,000	25,675	758,769	25,675	748,769
2019年1月21日 (注)3	普通株式 58,800	普通株式 7,865,800	4,480	763,249	4,480	753,249
2019年6月1日 (注)9	普通株式 7,865,800	普通株式 15,731,600	-	763,249	-	753,249
2019年7月19日 (注)3	普通株式 24,400	普通株式 15,756,000	845	764,094	845	754,094
2019年9月1日～ 2020年8月31日 (注)3	普通株式 439,200	普通株式 16,195,200	34,436	798,530	34,436	788,530
2020年9月1日～ 2021年8月31日 (注)3	普通株式 32,400	普通株式 16,227,600	3,758	802,288	3,758	792,288

(注)1. 有償第三者割当増資によるものであります。

割当先 Draper Nexus Partners, LLC
ニッセイ・キャピタル7号投資事業有限責任組合
SMBCベンチャーキャピタル3号投資事業有限責任組合
salesforce.com, inc.

発行価格 135,000円

資本組入額 67,500円

2. 有償第三者割当増資によるものであります。

割当先 Draper Nexus Technology Partners 2号投資事業有限責任組合

発行価格 135,000円

資本組入額 67,500円

3. 新株予約権の行使による増加であります。

4. 2018年5月15日付で、当社定款に基づきすべてのA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式を自己株式として取得し、対価として当該A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式1株につきそれぞれ普通株式1株を交付しております。

5. 自己株式となったA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式、D種優先株式の消却によるものであります。

6. 2018年5月16日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

7. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,200円

引受価額 1,104円

資本組入額 552円

払込金総額 441,600千円

8. 売出しに係るオーバーアロットメントの第三者割当増資

発行価格 1,200円

引受価額 1,104円

資本組入額 552円

払込金総額 79,488千円

9. 2019年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

10. 2021年9月1日から2021年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が27,600株、資本金及び資本準備金がそれぞれ3,105千円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2021年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	6	31	58	60	17	6,814	6,986	-
所有株式数(単元)	-	11,642	18,188	18,026	25,519	127	88,634	162,136	14,000
所有株式数の割合(%)	-	7.2	11.2	11.1	15.7	0.0	54.7	100.0	-

(注) 自己株式315株は、「個人その他」に3単元、「単元未満株式の状況」に15株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
荻島 浩司	埼玉県北本市	5,240,000	32.31
Draper Nexus Technology Partners2号投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町一丁目1番1号	1,532,800	9.45
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番7号	777,977	4.79
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	704,037	4.34
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	545,600	3.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	454,900	2.80
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) (常任代理人 野村證券株式会社)	1 ANGEL LANE LONDON EC4R 3AB UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋一丁目13番1号)	308,100	1.90
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	292,300	1.80
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505019 (常任代理人 香港上海銀行)	AIB INTERNATIONAL CENTRE P.O BOX 518 IFSC DUBLIN IRELAND (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	196,000	1.21
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NORWAY (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	182,702	1.13
計	-	10,234,416	63.12

(注) 1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行(信託口) 3,600株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 162,900株

2. 2021年7月1日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書においてBNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社が2021年6月28日現在で1,267,400株を保有している旨が記載されていますが、当社として2021年8月31日時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていません。

なお、当該大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりです。

大量保有者 BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社

保有株式等の数 1,267,400株

株券等保有割合 7.81%

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2021年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 300	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,213,300	162,133	単元株式数 100株
単元未満株式	普通株式 14,000	-	-
発行済株式総数	16,227,600	-	-
総株主の議決権	-	162,133	-

【自己株式等】

2021年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社チームスピリット	東京都中央区京橋2 丁目5番18号	300	-	300	0.00
計	-	300	-	300	0.00

(注) 上記以外に自己名義所有の単元未満株式15株を保有しております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第192条第1項の規定に基づく単元未満株式の買取請求による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	39	83
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年11月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当連結会計年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	315	-	315	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年11月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先し、創業以来配当を実施しておりません。

株主への利益配分については、経営の最重要課題のひとつと位置付けておりますが、現在は内部留保の充実に注力する方針であります。内部留保資金につきましては、優秀な人材の採用等の必要運転資金や、今後予想される経営環境の変化に対応するための資金として、有効に活用していく方針であります。将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益配分を検討いたしますが、配当実施の可能性及びその実施時期については、現時点において未定であります。

なお、2021年11月30日開催の第25期定時株主総会において、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議によって行うことができる旨の定款変更を行っております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

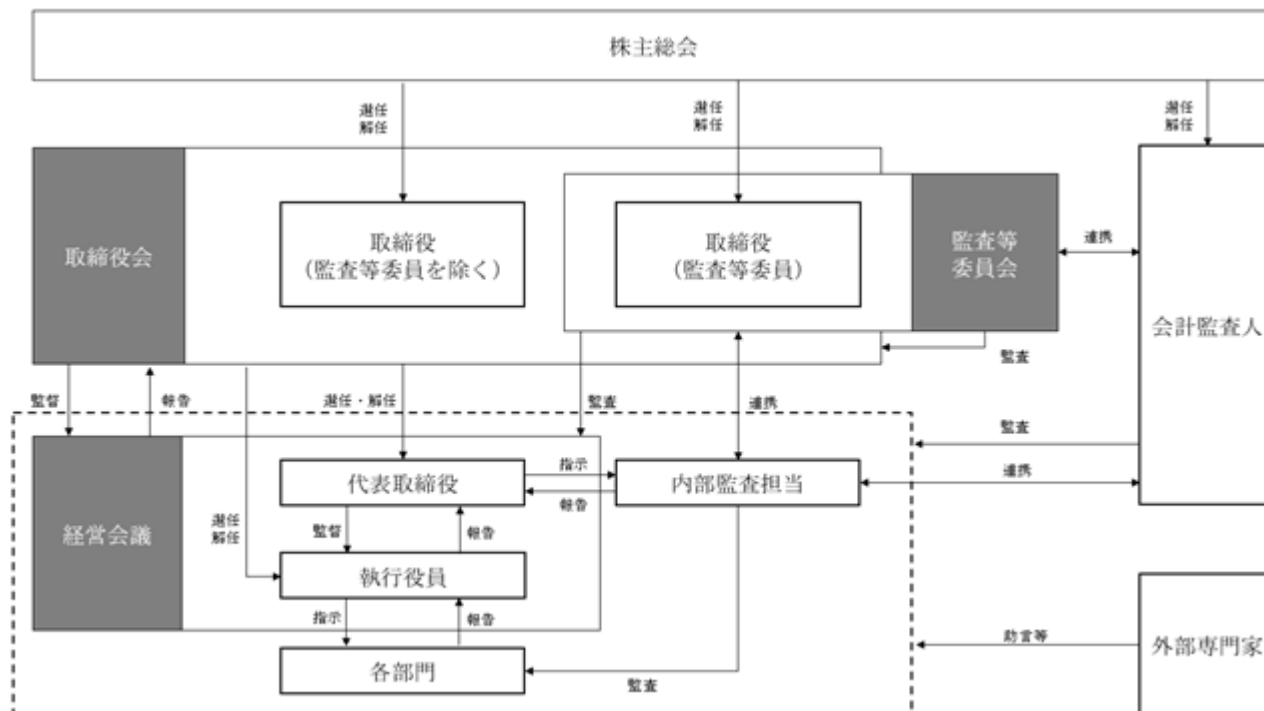
当社グループでは、お客様、株主を含めた全てのステークホルダーの利益を重視し、長期的かつ継続的に企業価値を向上させるために、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図り、経営の健全性と透明性を高めていくことが重要であると認識しております。

当該認識の下、当社グループは2021年11月30日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。取締役の監督機能を強化し、法令、社会規範、倫理などについて継続的に意識向上を図るとともに、企業規模の拡大に合わせて、適正な経営組織体制を整備・運用してまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ. 企業統治の体制の概要

当社グループは2021年11月30日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社に移行いたしました。当社グループの本有価証券報告書提出時点におけるコーポレート・ガバナンス体制は下図のとおりであります。



a. 取締役会

本有価証券報告書提出日時点における当社の取締役は、代表取締役荻島浩司（取締役会議長）、独立役員社外取締役古市克典氏の2名であります。また、当社の監査等委員である取締役は、虎見英俊氏（非常勤）、田邊美智子氏（非常勤）、氏家優太氏（非常勤）の3名で構成されており、全員が独立役員社外取締役です。

当社の取締役会は経営方針の決定と、執行状況を監督しております。社外取締役として、豊富なマネジメント経験を有する人物や、公認会計士や弁護士といった専門性の高い人物を招聘し、幅広い視点で適切な経営判断が行える体制を構築しております。経営の意思決定を合理的かつ迅速に行う事を目的に毎月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

b. 監査等委員会

本有価証券報告書提出日時点における当社の監査等委員である取締役は、虎見英俊氏（非常勤）、田邊美智子氏（非常勤）、氏家優太氏（非常勤）の3名で構成されており、全員が独立役員社外取締役です。

監査等委員会は、毎月1回の開催を原則としており、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務執行を含む経営の執行状況についての監査を行っております。また、会計監査人の会計監査の把握や内部監査の状況を把握し、定例会合での情報共有により監査の実効性の確保に努めております。

c. 経営会議

経営会議は、代表取締役並びに各ディビジョンを管掌する執行役員等で構成されており、原則として月1回、その他必要に応じて適宜開催しております。会社の経営方針、経営戦略、事業計画等について協議するとともに、日常の業務執行の確認及び検討を迅速に行い、経営活動の質の向上を図っております。

d. 内部監査

当社は独立した内部監査室は設置していませんが、代表取締役の命を受けた内部監査担当者が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査等委員会、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

ロ．当該体制を採用する理由

当社は、持続的な企業価値向上のため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を重要な経営課題として位置付けております。ポストコロナ時代において「働くこと」を取り巻く事業環境・経営環境が大きく変化する中、経営の監督と業務の執行を分離して取締役会における経営の監督機能を強化することに加え、日常の業務執行を効率的かつ迅速に行うための体制として監査等委員会設置会社制を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備状況

コーポレート・ガバナンスを維持していくうえで、業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の確保・整備は、経営上必要なプロセスであると認識しており、次のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定めております。

a．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・「取締役会規則」、「経営会議規程」、「職務権限規程」及び「職務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、当社及び子会社の取締役及び使用人は定められた職務権限及び職務分掌に基づいて業務を執行しております。
- ・「内部監査規程」に基づき、代表取締役の命を受けた直轄の内部監査担当を置き、各部門の業務執行の状況等について監査等委員会と連携して監査を実施し、その結果を代表取締役に報告しております。
- ・「コンプライアンス規程」に基づき、委員長を代表取締役とするコンプライアンス委員会を設置し、企業活動の遵法性の確保、社会規範に反する行為の防止、全役職員の倫理意識を涵養する活動を推進しております。
- ・「コンプライアンス規程」に基づき、社内外組織的又は個人的な不正行為等の相談や通報のために、社内外の通報窓口につながる「ホットライン」制度を設けております。

b．当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・「リスク管理規程」に基づき、当社事業に相当程度の影響（損失）を与えるリスクを発見・特定し、主要なリスクについて対処するための体制の整備と見直しを行うものとします。
- ・リスク情報等は、取締役会及び経営会議等を通じて各ディビジョンリーダーより取締役会及び監査等委員会に対して報告を行うものとします。
- ・不測の事態が発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとします。
- ・内部監査担当は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役に報告するものとします。

c．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る記録文書、その他重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、「文書管理規程」等に基づき、適切に保管・管理しております。

d．当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・経営会議は月に1回、又は必要に応じて随時開催し、取締役会で決定された経営方針に基づいて代表取締役が業務を執行するにあたり、業務に関する重要事項を協議しております。
- ・「取締役会規則」をはじめとした社内規程を整備し、職務や権限を明確にすることで迅速かつ確かな経営判断が行える体制を構築しております。

e．当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社及び子会社に共通する管理は、コーポレートディビジョンが統括します。
- ・子会社は、主管部門に定期的な報告を行い、重要事項については事前協議します。
- ・内部監査担当は、子会社の業務監査を行い、必要に応じて監査等委員会と連携します。

f．当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ・監査等委員である取締役は、重要な意思決定プロセスや業務執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の経営上重要な会議に出席し、必要に応じ文書を閲覧し、当社及び子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができるものとします。
- ・当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査等委員会に対して、業務及び業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、「ホットライン」制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、必要な報告及び情報提供を行うものとします。
- ・監査等委員会に報告を行った当社及び子会社の取締役及び従業員は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとします。

- g. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役及び業務執行における重要な職務を担う使用人は、監査等委員会と定期的に意見交換の場を持ち、意思の疎通を図るものとします。
 - ・代表取締役及び業務執行における重要な職務を担う使用人は、社内の重要な会議への監査等委員である取締役の出席を拒めないものとします。
 - ・監査等委員会は、内部監査担当と連携し、情報交換を行うと共に、必要に応じて内部監査に立ち会うことができるものとします。また、会計監査業務について、会計監査人に会計監査の説明を受ける等の必要な連携を図り、実効性を確保するものとします。
 - ・監査等委員である取締役は、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に適合した研修等を受ける場合、当該費用を会社に請求する権利を有するものとします。
 - ・監査等委員である取締役がその職務の執行について必要な費用の前払い等を請求した場合には、速やかに当該費用の支払いを行うものとします。
 - ・必要に応じ、監査等委員会の業務を補助する使用人を配置します。
- h. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制
- 反社会的勢力・団体・個人に対して毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行われず、一切の関わりを持たないことを基本方針としております。「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力等対応マニュアル」に基づき、取引等の一切の関係を遮断すると共に、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処するものとします。

ロ. リスク管理体制の整備状況

a. リスク管理体制の整備の状況

当社グループは、災害、情報、財務報告虚偽記載、健康、人事、社内不正、サービス、契約、法令違反、知的財産、協力会社など事業を取り巻く様々なリスクに対して、的確な管理・実践が可能になるようにリスク管理規程を制定しており、リスクマネジメントの実践を通じて事業の継続・安定的発展を確保することとしております。代表取締役をリスク管理の最高責任者とし、コーポレートディビジョンリーダーがリスク管理担当者としてこれを補佐することとし、当社グループの役職員は事業のリスクに相当程度の影響(損失)を与えるリスクを発見・特定するものとし、リスクに関する情報を発見・入手したときは、正確かつ迅速にリスク管理担当者に連絡し、経営会議に報告することとしております。

b. コンプライアンス体制の整備状況

当社グループは、健全かつ適切な経営及び業務執行を図るには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠と考えております。当社の代表取締役を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、企業活動の遵法性、公平性、健全性を確保するため、また社会規範、企業倫理に反する行為を防止、是正、また全役職員に倫理意識を涵養し、正義を貫く企業風土を醸成する活動の推進をしております。

c. 情報セキュリティ、個人情報保護等の体制の整備状況

当社は「個人情報の保護に関する法律」に定める個人情報取扱事業者に該当し、取得、収集した個人情報の漏洩等は当社グループの信用力の著しい低下に直結することから、個人情報保護基本規程及び同規程に基づく情報セキュリティ管理規程を制定し、個人情報管理に関するシステムのセキュリティ対策を講ずるとともに、全役職員を対象とした研修を実施して個人情報の適正管理に努めております。

取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は9名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任及び解任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を持って行う旨、解任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和する事により、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

責任限定契約の内容と概要

当社は、定款に取締役(業務執行取締役等であるものを除く)の責任限定契約に関する規定を設けており、当該定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を、取締役と締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

剰余金の配当

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めています。また、取締役会の決議によって毎年2月末日を基準日として、中間配当をすることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

会社の支配に関する基本方針について

当社グループは、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、持続的かつ安定的な成長を目指し、企業価値の最大化及び株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきだと考えています。現時点では特別な買収防衛策は導入していませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性4名 女性1名 (役員のうち女性の比率20%)

役職名	氏名	生年月日	略 歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役	荻島 浩司	1960年5月 20日生	1982年4月 日幸興産株式会社 入社 1983年4月 アイ・エヌ・エス株式会社 入社 1996年10月 有限会社ネットウェイ設立 代表取締役 1996年11月 当社設立 代表取締役 (現任) 2011年8月 オーバーザラインポー株式会社設立 代表取締役 (現任)	(注) 2	5,240,000 (注) 4
取締役 (注) 1	古市 克典	1961年5月 11日生	1985年4月 日本電信電話株式会社入社 1998年11月 Lucent Technologies Japan 入社 2000年7月 Level3 Communications Japan 入社 2003年3月 PRTM Management Consulting (現PwC コンサルティング合同会社) 入社 2007年4月 同社 パートナー 2008年6月 日本ベリサイン (現デジサート・ジャパン合同会社) 執行役員社長 2009年3月 同社 代表取締役社長 2013年8月 株式会社Box Japan 代表取締役社長 (現任) 2018年11月 当社 取締役 (現任) 2021年6月 株式会社寺岡製作所 取締役 (現任)	(注) 2	200
取締役 (監査等委員) (注) 1	虎見 英俊	1967年5月 31日生	1990年5月 デロイトトウシュートマツ (米国) 入所 1992年8月 三井信託銀行株式会社 (現 三井住友信託銀行株式会社) ロスアンゼルス支店 入行 1998年4月 ハネウェルジャパン株式会社 入社 2009年7月 そーせい株式会社 執行役員副社長 2012年5月 Sosei R&D Ltd. 取締役 2013年5月 そーせいコーポレートベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役 2015年6月 株式会社そーせい 代表取締役 2017年9月 株式会社メトセラ 社外取締役 2019年3月 テラ株式会社 取締役 2020年5月 ミラックスセラピューティクス株式会社 取締役 (現任) 2020年11月 当社 取締役 2021年11月 当社 取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略 歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員) (注)1	田邊 美智子	1978年2月 21日生	2003年10月 監査法人トーマツ(現有限責任監査法人トーマツ) 入所 2008年3月 公認会計士登録 2019年2月 toBeマーケティング株式会社 監査役(現任) 2019年2月 株式会社ピーススタイル(現株式会社ピーススタイルホールディングス) 監査役 2019年4月 株式会社フォーデジット 監査役 2019年10月 ジーホールディングス株式会社 監査役 2020年2月 株式会社ピースオブケイク(現note株式会社) 取締役監査等委員(現任) 2021年11月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員) (注)1	氏家 優太	1983年7月 24日生	2009年12月 長島・大野・常松法律事務所 入所 2015年9月 青山総合法律事務所 入所 2017年4月 同事務所 パートナー(現任) 2019年9月 株式会社イングリウッド 監査役(現任) 2021年11月 当社 取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
計					5,240,200

- (注)1. 古市克典、虎見英俊、田邊美智子、氏家優太は、社外取締役です。
2. 2021年11月30日の定時株主総会の終結の時から、2022年8月期に係る定時株主総会終結の時までです。
3. 2021年11月30日の定時株主総会の終結の時から、2023年8月期に係る定時株主総会終結の時までです。
4. 代表取締役荻島浩司の所有株式数は、同氏の資産管理会社であるオーバーザラインボー株式会社が保有する株式数も含んでおります。
5. 2021年11月30日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社に移行しております。
6. 当社は現代表取締役の荻島浩司の補欠として、補欠取締役1名を選任しております。補欠取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略 歴	所有株式数 (株)
山下 康文	1977年10月 30日生	2001年4月 サン・マイクロシステムズ株式会社 入社 2010年6月 日本オラクルインフォメーションシステムズ株式会社(現日本オラクルインフォメーションシステムズ合同会社) 入社 (日本オラクル株式会社へ出向) 2019年9月 当社 入社 戦略企画室 室長 2019年11月 当社 取締役 2021年3月 当社 コーポレートディビジョン ディビジョンリーダー 2021年11月 当社 執行役員 戦略企画室 室長 兼 コーポレートディビジョン ディビジョンリーダー(現任)	500

社外役員の状況

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名のうち、1名は社外取締役であります。また監査等委員である取締役3名全員が社外取締役であります。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）の古市克典氏は、多くの会社役員の経験を有しており、幅広い知見から会社経営に対して有用な助言・提案等が頂けることを期待して、選任しております。なお、同氏は当社株式200株を所有しております。また、株式会社Box Japanの代表取締役社長を兼任しており、同社と当社グループは代理店を通じてBoxサービスに関する取引関係がありますが、当連結会計年度におけるその割合は、当社グループの売上原価並びに販売費及び一般管理費の合計額の1%未満であり、特別な利害関係を生じさせる重要な取引関係ではありません。これらを除き、当社グループとの間で人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）の虎見英俊氏は、多くの会社役員の経験を有しており、幅広い知見から会社経営に対して有用な助言・提案等が頂けることを期待して、選任しております。なお、当社グループとの間で人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）の田邊美智子氏は、公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識や経験を有しており会社経営に対して有用な助言・提案等が頂けることを期待して、選任しております。なお、当社グループとの間で人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）の氏家優太氏は、弁護士として企業法務に精通しその専門家としての豊富な経験、法律に関する高い見識等を有しており、会社経営に対して有用な助言・提案等が頂けることを期待して、選任しております。なお、当社グループとの間で人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は社外取締役（監査等委員）による監督又は監査と内部監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、取締役会においてコンプライアンスの状況及び内部監査結果を含む内部統制システムの整備・運用状況について定期的に報告を受けるとともに、専門的見地から質問・提言をすることにより、経営の監督機能を発揮しています。

また、社外取締役（監査等委員）は、取締役会に出席し、コンプライアンスの状況及び内部監査結果を含む内部統制システムの整備・運用状況について定期的に把握するとともに、代表取締役や内部監査担当、会計監査人等からの報告や意見交換を通し、連携して監査の実効性を高めることとしています。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社は、2021年11月30日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されており、全員が社外取締役であります。監査等委員会は、法令・定款・監査等委員会規則・監査等委員会監査等基準等に準拠し、監査等委員会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、内部監査担当や会計監査人と連携を取りながら、取締役の業務執行の監査、監督を行ってまいります。

監査等委員会設置会社移行前である当連結会計年度の監査役監査の状況

監査役監査につきましては、監査役監査計画にて定められた内容に基づき監査を行い、原則として月1回開催される監査役会にて情報共有を図っております。

監査役と内部監査担当は、適宜に会合を持ち、相互補完体制として、年度活動方針の事前調整、月次報告会、合同監査など、効果的な監査の実施に努めております。また、監査役と会計監査人は、定期的に会合を持ち、会計監査及び業務監査結果を共有し、積極的な連携により、監査の品質向上及び効率化に努めております。さらに、内部監査担当と会計監査人は、必要に応じて会合を持ち、主に財務報告に係る内部統制の評価に関する監査計画及び結果についてミーティングを実施しております。このような三者間の連携及び相互補完体制をもって、当社の健全な経営及び継続的な発展に不可欠な内部統制の整備・運用状況の有効性の検証及び評価を推進しております。

なお、監査役高安雄治及び中森真紀子は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、監査役伊藤雅浩は、弁護士の資格を有し、企業法務に関する専門知識・経験を有しております。

当連結会計年度において、監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりです。

氏名	開催回数	出席回数
高安 雄治	14回	14回
伊藤 雅浩	14回	14回
中森 真紀子	14回	14回

監査役会は、監査役監査計画に基づき、当社グループにおいて内部統制システムが適切に構築及び運用されているかを確認し、内部監査担当による網羅的な監査実施状況について定期的に報告を受け、監査役会において情報を共有しています。また、監査役と代表取締役との間で十分な意思疎通を図り相互認識を深めるため、監査上の重要課題等をテーマに意見交換を実施しています。

各監査役は取締役会等への出席を通じ、取締役の業務執行状況について報告を受け、またそれらに対し意見を述べることにより、その適法性及び妥当性について監査・監督を行い、適正な業務執行の確保を図っています。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めています。さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めています。

常勤監査役は、重要な会議への出席や重要書類の閲覧、役職員へのヒアリングといった日常の監査業務を実施し、非常勤監査役へ随時情報を発信するなどして情報共有に努めております。

内部監査の状況

内部監査は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、会社の健全な経営管理に寄与することを目的とし、当社グループの業務、会計、組織及び制度の適正を確かめ、不正、誤謬の防止を図るとともに、会社財産の保全、経営効率の向上及び業績の進展に関する助言を行っております。当社は独立した内部監査室は設けておりませんが、内部監査担当として代表取締役の命を受けた内部監査担当が、各ディビジョンに対して業務監査を実施しております。また、内部監査担当が所属するディビジョンについては、他ディビジョンに所属する内部監査担当が業務監査を実施することで、相互牽制の体制を構築しております。なお、内部監査担当者は2名であります。

会計監査の状況

- a. 監査法人の名称
EY新日本有限責任監査法人
- b. 監査継続期間
6年間
- c. 業務を執行した公認会計士
指定有限責任社員 業務執行社員 飯塚 徹
指定有限責任社員 業務執行社員 西口 昌宏
EY新日本有限責任監査法人の業務執行社員と当社及び連結子会社との間に特別の利害関係はありません。
- d. 監査業務に係る補助者の構成
EY新日本有限責任監査法人 公認会計士9名、試験合格者9名、その他9名
- e. 監査法人の選定方針と理由
EY新日本有限責任監査法人は、会計監査人に必要な専門性や独立性、必要とされる監査品質を確保できる体制を有していると判断したため、当社は、EY新日本有限責任監査法人を会計監査人として選任しております。定期的な監査のほか、会計上の課題について随時相談、確認を行い、会計処理の透明性と正確性の向上にも努めています。
なお、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不信任に関する議案の内容を決定いたします。
また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。
- f. 当連結会計年度における監査役及び監査役会による監査法人の評価
当社の監査役及び監査役会は当連結会計年度の監査について、会計監査人に対して評価を行っており、会計監査人が独立の立場を保持し、且つ適正な監査を実施しているかを監視・検証しており、従前から適正に監査が行われていることを確認しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	29,276	-	32,004	-
連結子会社	-	-	-	-
計	29,276	-	32,004	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)
該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社グループの事業規模や特性に照らして、監査計画、監査内容及び監査日数を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、当連結会計年度における会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に関する事項

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2021年11月30日開催の第25期定時株主総会で年額2億円以内（使用人兼務役員の使用人分給与を除く）とすることが承認されております。

また、当社は、2021年4月9日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、同時に取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しているものと判断しております。

なお、監査等委員会設置会社移行前における取締役の報酬限度額は、2017年11月27日開催の第21期定時株主総会で年額2億円以内（使用人兼務役員の使用人分給与を除く）とすることが承認されております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

a. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬（以下単に「報酬」という。）は、当社グループの企業理念の実現を実践する優秀な人材を確保・維持し、持続的な企業価値及び株主価値の向上に向けて期待される役割を十分に果たすことへの意欲を引き出すに相応しいものとします。

b. 業績連動報酬及び非金銭報酬以外の報酬の額又は算定方法の決定に関する方針

報酬の金額は、役位、職責等に応じて定め、業績、他社水準、社会情勢等を勘案して、適宜、見直しを図るものとします。

c. 個人別の報酬等の額及び付与の時期又は条件の決定に関する方針

報酬は、金銭による月例の固定報酬とします。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬の額又は非金銭報酬の額の取締役の個人別の報酬の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬の割合については、役位、職責、業績、他社水準、社会情勢等を踏まえて決定します。

なお、当事業年度において業績連動報酬及び非金銭報酬以外の報酬は制度として導入しておりません。

e. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容の決定の決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬の内容は、取締役会の決議による委任に基づいて、代表取締役が決定するものとします。その理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各取締役（監査等委員である取締役を除く）の担当事業の評価を行うには代表取締役社が最適であるためです。代表取締役は、上記の各方針に従い社外取締役の意見を勘案して、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬の内容を決定するものとします。

当社の監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年11月30日開催の第25期定時株主総会で年額400万円以内とすることが承認されております。当社の監査等委員である取締役に対する報酬等については、固定報酬である「基本報酬」のみとし、各監査等委員である取締役の基本報酬の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、職務の内容や責任の程度等を総合的に勘案し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

なお、監査等委員会設置会社移行前における監査役の報酬限度額は、2017年11月27日開催の第21期定時株主総会で年額200万円以内とすることが承認されております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	
取締役 (社外取締役を除く)	101,100	101,100	-	8
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-
社外取締役	12,000	12,000	-	3
社外監査役	12,600	12,600	-	3

(注)取締役及び社外取締役の支給人員は2020年11月25日をもって退任した取締役3名及び社外取締役1名を含んでおります。

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

役員の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動内容

当連結会計年度の取締役の報酬額の決定は、2020年11月25日の取締役会において決議されております。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、基準を定めておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

・保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容
該当事項はありません。

・銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

・特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である株式投資

該当事項はありません。

当連結会計年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当連結会計年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年9月1日から2021年8月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年9月1日から2021年8月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、外部研修の受講等を行っており、連結財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年8月31日)	当連結会計年度 (2021年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,173,924	2,447,990
売掛金	20,971	22,804
前渡金	202,671	225,444
その他	50,105	57,720
貸倒引当金	578	17
流動資産合計	2,447,094	2,753,943
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	66,649	67,835
減価償却累計額	8,504	22,398
建物附属設備(純額)	58,144	45,437
その他	29,854	29,760
減価償却累計額	11,644	16,146
その他(純額)	18,209	13,614
有形固定資産合計	76,354	59,051
無形固定資産		
その他	205	145
無形固定資産合計	205	145
投資その他の資産		
繰延税金資産	161,454	236,745
その他	125,836	122,088
投資その他の資産合計	287,290	358,833
固定資産合計	363,849	418,029
資産合計	2,810,944	3,171,972
負債の部		
流動負債		
買掛金	10,667	14,622
未払法人税等	59,005	103,570
繰延収益	1,057,031	1,193,715
賞与引当金	5,605	9,180
その他	233,124	273,515
流動負債合計	1,365,435	1,594,603
負債合計	1,365,435	1,594,603
純資産の部		
株主資本		
資本金	798,530	802,288
資本剰余金	788,530	792,288
利益剰余金	140,208	17,365
自己株式	425	509
株主資本合計	1,446,425	1,576,701
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	916	667
その他の包括利益累計額合計	916	667
純資産合計	1,445,509	1,577,369
負債純資産合計	2,810,944	3,171,972

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
売上高	2,445,661	2,896,926
売上原価	960,278	1,388,054
売上総利益	1,485,382	1,508,871
販売費及び一般管理費	1,199,536	1,339,846
営業利益	285,846	169,025
営業外収益		
補助金収入	8,905	8,422
その他	701	744
営業外収益合計	9,607	9,167
営業外費用		
支払利息	121	-
為替差損	2,151	3,468
株式交付費	341	92
その他	-	4
営業外費用合計	2,613	3,564
経常利益	292,839	174,627
特別損失		
固定資産除却損	11,220	-
特別損失合計	11,220	-
税金等調整前当期純利益	281,619	174,627
法人税、住民税及び事業税	78,682	127,075
法人税等調整額	52,441	75,290
法人税等合計	26,241	51,785
当期純利益	255,378	122,842
親会社株主に帰属する当期純利益	255,378	122,842

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
当期純利益	255,378	122,842
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	30	1,584
その他の包括利益合計	30	1,584
包括利益	255,408	124,427
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	255,408	124,427

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	764,094	754,094	395,587	365	1,122,235	946	946	1,121,289
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	34,436	34,436			68,872			68,872
親会社株主に帰属する当期純利益			255,378		255,378			255,378
自己株式の取得				60	60			60
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						30	30	30
当期変動額合計	34,436	34,436	255,378	60	324,190	30	30	324,220
当期末残高	798,530	788,530	140,208	425	1,446,425	916	916	1,445,509

当連結会計年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	798,530	788,530	140,208	425	1,446,425	916	916	1,445,509
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	3,758	3,758			7,516			7,516
親会社株主に帰属する当期純利益			122,842		122,842			122,842
自己株式の取得				83	83			83
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						1,584	1,584	1,584
当期変動額合計	3,758	3,758	122,842	83	130,275	1,584	1,584	131,859
当期末残高	802,288	792,288	17,365	509	1,576,701	667	667	1,577,369

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	281,619	174,627
減価償却費及びその他の償却費	19,564	22,833
貸倒引当金の増減額(は減少)	442	560
賞与引当金の増減額(は減少)	8,943	3,574
受取利息	18	22
補助金収入	8,905	8,422
支払利息	121	-
株式交付費	341	92
固定資産除却損	11,220	-
売上債権の増減額(は増加)	10,028	1,502
前渡金の増減額(は増加)	57,676	22,772
仕入債務の増減額(は減少)	3,772	3,954
繰延収益の増減額(は減少)	190,468	136,683
その他	49,123	31,344
小計	471,100	339,829
利息の受取額	18	22
補助金の受取額	10,251	7,122
利息の支払額	121	-
法人税等の支払額	85,760	81,961
営業活動によるキャッシュ・フロー	395,489	265,013
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	82,403	805
その他	3,976	255
投資活動によるキャッシュ・フロー	86,380	549
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	110,000	-
新株予約権の行使による株式の発行による収入	68,530	7,423
その他	60	83
財務活動によるキャッシュ・フロー	41,529	7,339
現金及び現金同等物に係る換算差額	87	2,262
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	267,667	274,066
現金及び現金同等物の期首残高	1,906,257	2,173,924
現金及び現金同等物の期末残高	2,173,924	2,447,990

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 TeamSpirit Singapore Pte.Ltd.

(2) 非連結子会社の有無 なし

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、海外子会社及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	8年～15年
その他	3年～15年

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(2) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 重要な収益及び費用の計上基準

ライセンス

契約に基づく利用期間にわたって収益を認識しております。

プロフェッショナルサービス

契約に基づく役務の提供が完了した時点又はサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

なお、顧客から收受した対価のうち、上記の収益認識基準を満たさないものについては、「繰延収益」勘定に計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は、期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 236,745千円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りによって繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは将来の事業計画を基礎としております。

主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる将来の事業計画における主要な仮定は、各連結会計年度末時点のライセンス数としております。将来の事業計画の策定においては、新型コロナウイルス感染症の影響は一定期間にわたり継続するものと仮定しております。

翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

主要な仮定である各連結会計年度末時点のライセンス数が、経営環境の変化やコロナウイルス感染症拡大の影響により減少した場合には、課税所得の見積りが変動する可能性があります。その結果、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(未適用の会計基準等)

1. 収益認識に関する会計基準等

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

2. 時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下「時価算定会計基準等」という。）が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は、以下の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首より適用予定であります。

なお、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2021年改正）については、2023年8月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
役員報酬	141,294千円	149,644千円
給料及び手当	473,338	532,165
賞与引当金繰入額	5,605	9,180

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
建物附属設備	10,887千円	- 千円
その他	332	-
計	11,220	-

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	30千円	1,584千円
その他の包括利益合計	30	1,584

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	15,756,000	439,200	-	16,195,200
合計	15,756,000	439,200	-	16,195,200
自己株式				
普通株式(注)2	246	30	-	276
合計	246	30	-	276

(注)1. 普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加 439,200株

2. 普通株式の自己株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 30株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期 首株式数(株)	当連結会計年度増 加株式数(株)	当連結会計年度減 少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1	16,195,200	32,400	-	16,227,600
合計	16,195,200	32,400	-	16,227,600
自己株式				
普通株式(注)2	276	39	-	315
合計	276	39	-	315

(注)1. 普通株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の権利行使に伴う新株の発行による増加 32,400株

2. 普通株式の自己株式の増加の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加 39株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
現金及び預金勘定	2,173,924千円	2,447,990千円
現金及び現金同等物	2,173,924	2,447,990

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先別に回収期日及び残高を管理し、円滑かつ確実な回収を図っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、資金収支予測を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

前連結会計年度(2020年8月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,173,924	2,173,924	-
(2) 売掛金	20,971		
貸倒引当金()	578		
	20,393	20,393	-
資産計	2,194,317	2,194,317	-
(1) 買掛金	10,667	10,667	-
(2) 未払法人税等	59,005	59,005	-
負債計	69,672	69,672	-

()売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（2021年8月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,447,990	2,447,990	-
(2) 売掛金	22,804		
貸倒引当金()	17		
	22,787	22,787	-
資産計	2,470,778	2,470,778	-
(1) 買掛金	14,622	14,622	-
(2) 未払法人税等	103,570	103,570	-
負債計	118,192	118,192	-

()売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2020年8月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,173,924	-	-	-
売掛金	20,971	-	-	-
合計	2,194,895	-	-	-

当連結会計年度（2021年8月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,447,990	-	-	-
売掛金	22,804	-	-	-
合計	2,470,795	-	-	-

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、9,915千円であります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第8回新株予約権 (ストック・ オプション)	第9回新株予約権 (ストック・ オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 6名	当社従業員 3名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)	普通株式 240,000株	普通株式 60,000株
付与日	2016年8月19日	2017年11月16日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、 細則については、当社と付与者の間で締結 する「新株予約権割当契約書」で定めてお ります。	権利確定条件は定めておりません。なお、 細則については、当社と付与者の間で締結 する「新株予約権割当契約書」で定めてお ります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2018年8月19日 至 2025年8月18日	自 2019年11月16日 至 2026年11月15日

(注) 2018年5月16日付株式分割(普通株式1株につき200株の割合)、2019年6月1日付株式分割(普通株式1株に
つき2株の割合)による分割後の株式数で換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2021年8月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第8回新株予約権 (ストック・オプション)	第9回新株予約権 (ストック・オプション)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	60,800	6,000
権利確定	-	-
権利行使	30,400	2,000
失効	-	-
未行使残	30,400	4,000

(注) 2018年5月16日付株式分割（普通株式1株につき200株の割合）、2019年6月1日付株式分割（普通株式1株につき2株の割合）による分割後の株式数で換算して記載しております。

単価情報

	第8回新株予約権 (ストック・オプション)	第9回新株予約権 (ストック・オプション)
権利行使価格 (円)	225	338
行使時平均株価 (円)	2,396	2,344
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-

(注) 2018年5月16日付で株式分割（普通株式1株につき200株の割合）、2019年6月1日付で株式分割（普通株式1株につき2株の割合）を実施しております。当該株式分割後の権利行使価格で記載しております

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を、単位当たりの本源的価値の見積りによって算定しております。また、単位当たりの本源的価値を算定するための基礎となる自社の株式価値は、類似会社基準方式及びDCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）方式の併用方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

	金額(千円)
(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額	25,279
(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額	64,173

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年8月31日)	当連結会計年度 (2021年8月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	5,680千円	6,443千円
ソフトウェア	213,288	281,153
賞与引当金	1,716	2,810
その他	10,634	15,664
繰延税金資産小計	231,320	306,072
評価性引当額小計	69,865	69,327
繰延税金資産合計	161,454	236,745
繰延税金資産の純額	161,454	236,745

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年8月31日)	当連結会計年度 (2021年8月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
地方税均等割	0.8	1.3
評価性引当額の増減	16.0	0.3
法人税額の特別控除	4.7	-
在外子会社との税率差異	1.4	2.4
その他	0.0	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.3	29.7

(資産除去債務関係)

当社グループは、事務所等の不動産賃借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を資産除去債務として認識しております。

なお、賃借契約に関連する敷金が資産に計上されているため、当該資産除去債務の負債計上に代えて、当該不動産賃借契約に係る敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、SaaS事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	ライセンス	プロフェッショナル サービス	合計
外部顧客への売上高	1,960,459	485,201	2,445,661

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産の金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

	ライセンス	プロフェッショナル サービス	合計
外部顧客への売上高	2,354,713	542,213	2,896,926

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産の金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員及びその他近親者	荻島 浩司			当社代表取締役	(被所有) 直接 31.1 間接 1.2		新株予約権の行使	59,600		

(注) 新株予約権の行使は2012年5月30日、2015年11月19日開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権の当連結会計年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額は当連結会計年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に、1株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。

当連結会計年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
1株当たり純資産額	89.26円	97.20円
1株当たり当期純利益	15.81円	7.57円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	15.71円	7.56円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	255,378	122,842
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	255,378	122,842
普通株式の期中平均株式数（株）	16,157,329	16,224,431
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額（千円）	-	-
普通株式増加数（株）	98,317	32,391
（うち新株予約権（株））	(98,317)	(32,391)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	671,161	1,421,381	2,152,883	2,896,926
税金等調整前四半期(当期) 純利益(千円)	74,348	195,362	202,600	174,627
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(千円)	36,798	102,755	144,140	122,842
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	2.27	6.33	8.88	7.57

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失() (円)	2.27	4.06	2.55	1.31

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,135,960	2,398,872
売掛金	20,971	22,804
前渡金	202,671	225,444
前払費用	47,749	55,272
その他	1,898	2,241
貸倒引当金	578	17
流動資産合計	2,408,672	2,704,618
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	58,144	45,437
工具、器具及び備品	16,415	12,065
有形固定資産合計	74,559	57,502
無形固定資産		
ソフトウェア	205	145
無形固定資産合計	205	145
投資その他の資産		
関係会社株式	8,574	8,574
繰延税金資産	161,454	236,745
敷金及び保証金	121,297	117,566
投資その他の資産合計	291,327	362,887
固定資産合計	366,092	420,535
資産合計	2,774,764	3,125,153
負債の部		
流動負債		
買掛金	10,667	14,622
未払金	47,514	105,551
未払費用	89,009	98,598
未払法人税等	57,984	102,661
繰延収益	1,057,031	1,193,715
預り金	10,772	11,607
賞与引当金	5,605	9,180
その他	63,049	39,062
流動負債合計	1,341,636	1,574,998
負債合計	1,341,636	1,574,998
純資産の部		
株主資本		
資本金	798,530	802,288
資本剰余金		
資本準備金	788,530	792,288
資本剰余金合計	788,530	792,288
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	153,506	43,911
利益剰余金合計	153,506	43,911
自己株式	425	509
株主資本合計	1,433,128	1,550,155
純資産合計	1,433,128	1,550,155
負債純資産合計	2,774,764	3,125,153

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
売上高	2,445,661	2,896,926
売上原価	960,278	1,388,054
売上総利益	1,485,382	1,508,871
販売費及び一般管理費	1,212,751	1,356,217
営業利益	272,630	152,654
営業外収益		
業務受託収入	1,8023	1,8675
その他	405	647
営業外収益合計	8,428	9,322
営業外費用		
支払利息	121	-
為替差損	1,028	963
株式交付費	341	92
その他	-	4
営業外費用合計	1,490	1,059
経常利益	279,568	160,917
特別損失		
固定資産除却損	11,220	-
特別損失合計	11,220	-
税引前当期純利益	268,348	160,917
法人税、住民税及び事業税	77,997	126,613
法人税等調整額	52,441	75,290
法人税等合計	25,556	51,322
当期純利益	242,792	109,594

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)		当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費		286,803	29.9	431,226	31.1
経費		673,475	70.1	956,828	68.9
当期売上原価		960,278	100.0	1,388,054	100.0

(注) 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
プラットフォーム仕入(千円)	511,393	598,241

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	764,094	754,094	754,094	396,298	396,298	365	1,121,524	1,121,524
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	34,436	34,436	34,436				68,872	68,872
当期純利益				242,792	242,792		242,792	242,792
自己株式の取得						60	60	60
当期変動額合計	34,436	34,436	34,436	242,792	242,792	60	311,603	311,603
当期末残高	798,530	788,530	788,530	153,506	153,506	425	1,433,128	1,433,128

当事業年度（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	798,530	788,530	788,530	153,506	153,506	425	1,433,128	1,433,128
当期変動額								
新株の発行（新株予約権の行使）	3,758	3,758	3,758				7,516	7,516
当期純利益				109,594	109,594		109,594	109,594
自己株式の取得						83	83	83
当期変動額合計	3,758	3,758	3,758	109,594	109,594	83	117,027	117,027
当期末残高	802,288	792,288	792,288	43,911	43,911	509	1,550,155	1,550,155

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物附属設備	8～15年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上しております。

4. 収益の計上基準

(1) ライセンス

契約に基づく利用期間にわたって収益を認識しております。

(2) プロフェッショナルサービス

契約に基づく役務の提供が完了した時点又はサービス提供期間にわたって収益を認識しております。

なお、顧客から收受した対価のうち、上記の収益認識基準を満たさないものについては、「繰延収益」勘定に計上しております。

5. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 236,745千円

(2)その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結財務諸表における重要な会計上の見積りに関する注記と同様のため記載を省略しています。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
短期金銭債権	682千円	1,004千円
短期金銭債務	4,010	9,045

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
営業取引による取引高		
売上原価	- 千円	758,751千円
販売費及び一般管理費	209,772	173,428
営業取引以外の取引による取引高	8,023	8,675

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度13%、当事業年度18%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度87%、当事業年度82%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当事業年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
役員報酬	119,766千円	125,700千円
給与手当	346,787	381,851
広告宣伝費	61,505	132,107
業務委託費	297,999	298,510
賞与引当金繰入額	5,605	9,180

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式8,574千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式8,574千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	5,680千円	6,443千円
ソフトウェア	213,288	281,153
賞与引当金	1,716	2,810
その他	10,634	15,664
繰延税金資産 小計	231,320	306,072
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	69,865	69,327
評価性引当額小計	69,865	69,327
繰延税金資産 合計	161,454	236,745

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
地方税均等割	0.9	1.4
評価性引当額の増減額	16.8	0.3
法人税額の特別控除額	4.9	-
その他	0.3	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.5	31.9

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区 分	資産の 種 類	当期首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残 高	減価償却 累計額
有形 固定資産	建物附属設備	58,144	1,185	-	13,893	45,437	22,398
	工具、器具及び備品	16,415	-	0	4,349	12,065	13,588
	計	74,559	1,185	0	18,242	57,502	35,986
無形 固定資産	ソフトウェア	205	-	-	60	145	155
	計	205	-	-	60	145	155

(注) 主な当期増加額は、次のとおりであります。
工具、器具及び備品 本社情報通信機器等

1,185千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科 目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	578	17	578	17
賞与引当金	5,605	9,180	5,605	9,180

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内
基準日	毎年8月31日
剰余金の配当の基準日	毎年2月末日 毎年8月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 東京証券代行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社Webサイト上に掲載しております。 (URL https://corp.teamspirit.com/ja-jp/)
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第24期(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日) 2020年11月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第24期(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日) 2020年11月26日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

第25期第1四半期(自 2020年9月1日 至 2020年11月30日) 2021年1月13日関東財務局長に提出。

第25期第2四半期(自 2020年12月1日 至 2021年2月28日) 2021年4月12日関東財務局長に提出。

第25期第3四半期(自 2021年3月1日 至 2021年5月31日) 2021年7月15日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年11月30日

株式会社チームスピリット

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯塚 徹
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西口 昌宏

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社チームスピリットの2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社チームスピリット及び連結子会社の2021年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>注記事項（税効果会計関係）に記載されているとおり、会社は、2021年8月31日現在、株式会社チームスピリットにおいて繰延税金資産を236,745千円計上している。</p> <p>会社は、将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断している。</p> <p>将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は、各連結会計年度末時点のライセンス数である。</p> <p>なお、会社は、当該主要な仮定及び新型コロナウイルス感染症による影響について、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載している。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断において、将来の事業計画における主要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の課税所得の見積りを評価するため、その基礎となる将来の事業計画について検討した。将来の事業計画の検討にあたっては、取締役会によって承認された直近の予算との整合性を検討した。 ・経営者の事業計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度の事業計画と実績とを比較した。 ・将来の事業計画に含まれる主要な仮定である各連結会計年度末時点のライセンス数については、新型コロナウイルス感染症による影響を含め経営者と協議するとともに、過去実績との比較を実施した。 ・主要な仮定に対する感応度分析を実施し、将来の事業計画の見積りの不確実性に関する経営者の評価について検討した。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社チームスピリットの2021年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社チームスピリットが2021年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年11月30日

株式会社チームスピリット

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 飯塚 徹

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西口 昌宏

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社チームスピリットの2020年9月1日から2021年8月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社チームスピリットの2021年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

繰延税金資産の回収可能性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（繰延税金資産の回収可能性）と同一内容であるため、記載を省略している。
--

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。